

平成21年 9月 8日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	堀岡敏喜	2番	炭竈ふく代
3番	山口敏子	4番	小坂井実
5番	佐藤高清	6番	佐藤博
7番	武田正樹	8番	立松新治
9番	山本芳照	10番	杉浦敏
11番	安井光子	12番	三宮十五郎
13番	渡邊昶	14番	伊藤正信
15番	三浦義美	16番	中山金一
17番	黒宮喜四美	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

5番	佐藤高清	6番	佐藤博
----	------	----	-----

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開発部長	早川誠
十四山支所長	横井昌明	会計管理者兼 会計課長	村上勝美
総務部次長兼 税務課長	若山孝司	総務部次長兼 防災安全課長	服部正治
民生部次長兼 環境課長	久野一美	民生部次長兼 保険年金課長	佐野隆
開発部次長兼 農政課長	石川敏彦	開発部次長兼 土木課長	三輪眞士
教育部次長	山田英夫	教育部次長兼 社会教育課長	水野進
監査委員 事務局長	加藤重幸	総務課長	佐藤勝義
人事秘書課長	村瀬美樹	企画政策課長	伊藤邦夫
収納課長	服部誠	市民課長	加藤恵美子
健康推進課長	渡辺安彦	福祉課長	前野幸代
介護高齢課長	松川保博	児童課長	鯖戸善弘

総合福祉センター所長 伊藤 薫
都市計画課長 竹川 彰
下水道課長 橋村 正則
図書館長 伊藤 秀泰

十四山総合福祉センター所長 佐野 隆
商工労政課長 服部 保巳
教育課長 服部 忠昭

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤 忠
書 記 岩田 繁樹

書 記 柴田 寿文

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（黒宮喜四美君） 皆さん、おはようございます。

大変残暑厳しい折、継続議会に早朝から御参集いただきまして、大変御苦労さまでございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、佐藤高清議員と佐藤博議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（黒宮喜四美君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず佐藤高清議員、お願いします。

5番（佐藤高清君） おはようございます。

9月議会最初の一般質問ということで佐藤高清が行いますので、よろしく願いをいたします。

今回の一般質問につきましては、2点通告がしてあります。その通告に基づいて質問をさせていただきます。

まず最初に、行政事務の効率化・スピード化について質問をさせていただきます。

皆様既に御承知のとおり、8月30日は日本政治史にとって大きな日となりました。衆議院総選挙の結果は、55年体制の完全なる終えんと2大政党政治の新たなる到来を感じさせる結果でありました。

このような結果をもたらした要因に、有権者が起こした政権交代の風というものがあるのではないのでしょうか。4年前にも行われた衆議院総選挙においても郵政民営化の風が起こり、これもまた日本政治史に残る結果を残しております。一票でも多い方が議席を獲得し、一票でも少なければ議席を失ってしまう、まさにオセロゲームのような、白黒がすぐにひっくり返る小選挙区制度の最大の特徴が如実にあらわれていることでありましょうが、有権者の民意は大きな風として政治に反映されます。

今回の風の大もととは政権交代であり、有権者が求めたものは、税金の使い道を見直し、無駄をなくすため、新しく血を入れかえることに対する期待感ではないのでしょうか。また、4年前の郵政選挙でも、ゆうちょというメガバンクの最大の公的金融組織において、すべてが

公共事業に流れる仕組みがぜいたくを生み出していた現実を正すために、民営化することで資金の出口を別に向けてしまう構造改革に対する賛成支持が風となりました。選挙の結果自体は全く反対なものでありましたが、有権者の風の本質は、ともに公金の無駄遣いは許さないとするところであり、4年前も今も全く同じ風が吹いていると私は感じております。また、近隣の名古屋市では、河村市長が減税の方針を明確に打ち出されております。この減税に対する取り組みも、当然ながら公金の無駄遣いをなくすことと一体でなされなければ現実是不可能であり、公金の無駄遣いをなくす取り組みの象徴として減税を掲げられておられるのであります。

有権者、市民の皆様は、税金、公金の使い方に関し目線を向けられております。税金、公金の取り扱いに携わる公務員、市長、議員は、このことに真剣に取り組まなければならないはずです。税金、公金の使い方、使い道においては、予算編成や決算報告などの書類を見ればわかることですが、これらは公開されており、取り組みの努力が皆様にもわかりやすくあらわれております。弥富市におけるこれらの努力は、私自身、理解させていただいておるつもりであり、今後も継続し続けなければならないと考えておりますが、行政に対する無駄をなくすという点では、我々が携わる人の仕事に関するものもあり、公務員を初め市長、議員の報酬は、市民の皆様からの貴重な税金から人件費としていただいております以上、大きなくくりの中では税金、公金の使い道の中の一部に当たるわけではありますが、行政事務の中で、人数、時間といった部類において、必要最小限の人数で最短時間で事務をこなしていけば、より数が必要とされる部署にもっと多くの人員が配置できるようになり、時間も費やすこともできます。行政サービスの向上につながります。こういった意識の取り組みも、市民の皆様が政治、行政に求められておる部分であると思っております。行政事務の効率化・スピード化への取り組みが最たるものであると思っておりますが、ただこういった部類の努力は役所内における取り組みだけに、その成果はなかなか表にわかりづらく、伝わりにくいところがあるのではないのでしょうか。

以上の点を踏まえ1点目の質問となるのですが、当然、弥富市役所内、市職員の皆様方におかれましても、行政事務の効率化・スピード化に対し多大な努力をされ、取り組まれておることと思います。努力なされておることは周知の上ですが、先ほども申しましたように、その取り組みや成果は内部だけのもので、表に伝わりにくいこともあるので、まずは現在までの行政事務の効率化・スピード化に対する取り組み状況や成果について、可能ならば予算や今後の計画等の話とあわせて報告をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） それでは、ただいまの質問の、まず行政事務の効率化についてでございますが、弥富市の集中改革プランの実施項目の中では、市広報の編集委託を取りやめ、

職員で行うこととしたことなど事務事業の見直し、給食調理業務の民間委託、再雇用嘱託職員・臨時職員の活用など民間委託等の推進、また今回の衆議院議員総選挙からの投票所の統廃合などに取り組みました。

次に、行政事務のスピード化についてでございますが、従来からさまざまな業務におきまして電子化を推進しておりますが、つい最近では期日前投票等においてパソコンで行うシステムを導入いたしまして、選挙人名簿の対照のスピード化を図りました。また、昨年度から係制を廃止し、グループ制に変更して決裁の過程を簡易化し、スムーズな意思決定を図るよう努めております。

次に、決算事務におきましては、地方自治法の規定により、次年度の当初予算を審議する3月議会までに決算を議会の認定に付さなければならないとなっております。本市におきましては、決算認定を平成9年度の決算から、それまでの12月議会から9月議会に変更したところでございます。

今後につきましては、他市の事例も参考にしながら、さまざまな業務におきまして行政事務の効率化・スピード化について調査・検討を行っていき、可能なものから順次実施していきたいと考えております。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

5番（佐藤高君） 今の答弁で、弥富市の取り組みや考え方についてはよく理解をさせていただきましたが、民間企業との取り組み方を比較していきますと、まだまだ参考にすべき点があるのではないかと思います。

市の文書行政においては、市役所内の文書や各種資料の電子化が進み、一元管理し、ペーパーレス化することで文書検索や資料の利用が容易になって、管理事務が簡素化されます。紙の消費削減や管理スペースの減少も図れるのではないのでしょうか。電子決裁システムを導入することで意思決定の迅速化が図られ、職員が決裁の進捗状況も把握しやすく、業務の合理化や能率化が進められます。文書をデータベース化することで情報の共有化が実現をし、業務の質や能率の向上が図られます。パソコンが高性能化し、低価格化した今、1人1台が珍しくもない時代です。各部署間がLANでネットワーク化され、パソコンの整備拡充効果が最大限発揮されるべきだと考えます。条例や規則をデータベース化することで職員すべてが簡単に迅速に検索できるようになれば業務は効率化します。業務マニュアル、業務ノウハウ等を作成し、共有化することで行政サービスの均一化、業務処理のスピード化が図れます。また、政策形成への活用も図られるのではないのでしょうか。特に法令遵守のコンプライアンスが求められている今、職員は細心の注意を日々払って業務に取り組んでおられます。人事異動が頻繁に行われるようになった現状において、条例や規則をすぐに確認できる状況、人事異動で環境が変化しても、マニュアルやノウハウが手元があれば心強い存在となり、プ

レジャーやストレスも和らぐこととなるのではないのでしょうか。また、思い切った方策としては、外部委託という選択肢もあると思います。言い出せば切りのない話ですが、知恵を出し合えばもっとよい案が出てくると思います。弥富市における行政事務の効率化・スピード化はまだまだ可能だと考えております。

今回の9月議会が決算だということもあり、例に出させていただきますが、地方自治法に、予算を閉めた5月31日から3ヵ月以内に会計管理者が決算報告の書類を市長に提出し、提出後、市長は速やかに決算を会計監査委員の審査に付した上で議会に提出することとなっています。5月末で閉めた予算を4ヵ月後の議会で決算報告するという事は、スムーズに事が運ばれているあかしではありますが、民間企業は、旧商法上では予算を閉めてから3ヵ月以内には株主総会で承認を受けることが定められております。現商法においても、3ヵ月以内の規定は省かれたものの、3ヵ月を超す場合はそれなりの理由が必要となります。同じ決算報告とはいえ、民間企業とは違い、税金、公金をどのように使ったかの報告であるので、監査もより慎重でなければならないので、効率化・スピード化となかなか行かない分野ではありますが、民間企業が3ヵ月以内で可能ならば行政も可能なはずです。

もっと言ってしまえば、しっかりとしたシステム等の管理の上で、通常、適切な事務を常日ごろから実施できていれば、税金、公金の取り扱いの上での注意事は指摘されるようなことはないはずです。民間企業において、企業は株主にどれだけの利益があったかを少しでも早く教えるべきだと思います。同じように行政においても、住民に対し、地元行政がどのような事業にどれだけの税金を使ったのか、少しでも早く教える努力は必要だと思います。現実に見せてくださいとまでは言わないにしろ、決算報告も8月じゅうに完成したのを見たいと言えば、その時点で完成しているものを見ることが望ましいと思います。

そこで二つ目の質問ですが、決算報告のように、ある程度まとまった一定の期間が設けられた業務は数多くあると思いますが、実際の現場として期間いっぱいまで事務完了に時間を費やしているのか、それともどれだけの時間に余裕があるのか、その状況を報告いただきたいと思います。

また、行政事務の効率化・スピード化について、まだ可能性はあると述べさせていただきましたが、今まで以上に取り組んでいき、3ヵ月かかっていたものが2ヵ月半に短縮されるなどの結果を残せるような努力をすることは、弥富市行政の事務処理能力向上にとって必要な要素だと考えますが、このような方向性や考えについてお答えをお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） まず、事務の決裁の電子化のことについてお話をいただきましたが、決裁を電子化するには文書管理システムというシステムの導入が必要となります。これにつきましてはかなり多額の費用が発生いたしますので、費用対効果も勘案しながら検討し

ていきたいと考えております。

また、パソコンについてでございますが、現在、市職員には1人1台ずつパソコンが渡されており、条例・規則につきましては検索できるようになっております。次に、事務マニュアルにつきましても、可能なものは共有のサーバーに登録し、職員がいつでも閲覧できるよう努めておるところでございます。

決算書作成の現場の状況についての御質問でございますが、決算審査の監査委員の意見書の案につきましては、決算統計の数値を確認して作成しておるところでございます。その決算統計の事務が終了するのが、例年7月20日ごろとなります。その7月20日の決算統計の資料に基づいて意見書の案をつくりますので、その後、決算審査を行いまして意見書を調整し、決算書の原稿を印刷業者に渡す流れでございます。したがいまして、現在皆様に配付しております議案の配付までの時間につきましては、現実的にはほとんど余裕がないような状況になっております。

決算の住民公表の件につきましては、現在、9月議会で認定いただきました決算概要を11月広報に載せまして、市のホームページの方には11月から公表しております。この11月から公表しているホームページの公表の時期を今後早めるように努めていきたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤高清算員。

5番（佐藤高清算員） 一つでもできることから、行政事務の効率化・スピード化に対して可能性を拡大して、挑戦していただきたいと思っております。

この行政事務の効率化・スピード化について一番肝心の要素として、職員がどのようにとらえて、考えて、実行しているかが上げられると思っております。全員が一つの方向に向かって動き出したとき、それは大きな力となります。今、職員の方々は行政事務の効率化・スピード化についてどのように認識をし、意識をし、実行されてみえるのでしょうか。年代や部署、役職等によって違いはあると思いますが、心強く希望が持てる答弁をお聞かせ願いたいと思っております。市長、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

佐藤議員の方から冒頭に、8月30日の衆議院選挙について触れられましたので、私もまずそのお時間をいただきまして、この選挙について意見を述べたいと思っているわけですが、高清算員おっしゃるように、この30日の衆議院選挙で政権交代になったわけですが、この選挙の結果は、やはり国民の民意のあらわれであろうというふうに信じているところでございます。新政権に対しては、この民意を重く受けとめていただき、さまざまなマニフェスト（公約）を速やかに実現していただくように努めていただきたい、そんな思いでい

っばいでございます。また、私たち地方行政におきまして、新しい政権に対して期待を込めると同時に、私たち地方に対しても大きく目を向けていただきたいということを強く願います。以上でございます。

さて、先ほど佐藤議員の行政事務の効率化・スピード化ということにつきまして、お話がございました。私どもといたしましては、これは大きな目標管理であろう、また行政コストの削減につなげていかなきゃならないということを強く思うわけでございます。先ほど総務課長の方も説明をさせていただきましたけれども、そうした中で現在も取り組みをさせていただいております。そして、それぞれの所管の職員におきましてもそれぞれの努力をしているわけでございまして、御理解を賜りたいと思っております。今後も行政改革の効率化、あるいはスピード化ということに対して推進していく所存でございますので、その基本的な意識といたしましては、やはりそれぞれの所管の危機管理であり、改革意欲というところに重点を置かざるを得ないというふうに思っております。

一方、一番大事なことは、事務の効率化・スピード化が決して至上主義ではなくて、やはり住民に対して労力を惜みず、あるいは懇切丁寧に接遇、接客することで住民の負託にこたえていくことが大事であろうというふうに常々思っているわけでございます。私がかねがね皆さんに申し上げているとおり、市民のために役に立つところが市役所でございますので、今後も一面、そういったことを強く持ちながら行政に邁進していきたいという思いでございます。職員ともども今後とも頑張っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

5番（佐藤高君） 行政事務の効率化・スピード化について、市職員、市長を先頭にチャレンジしていただいて、行財政改革のもと、市民が安心できることをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

二つ目の質問といたしまして、弥富市消防団の再編についての質問であります。

弥富町と十四山村が合併する際、合併協議会において、市制発足後3年をめどに組織、管轄区域の再編をするということで、3年目が近づいた去年の6月の定例議会において、その時点での取り組み状況や、消防団に対する各自治会からの助成金の格差是正等を質問させていただきました。その際、自治会からの助成金については行政が関与できるものではないが、区長等、区長会等を通じ話し合いの場を設け、再編に向けて努力する旨の答弁があったと思います。あれから当初の目標であった3年目が過ぎ、5年目からの再編実施を実行するにも、再編案すら完成しておりません。もうこの時点で完成しておらなければ、5年目から実施することは難しいところまで来ております。

前回の質問の際にも発言させていただいたと思いますが、各分団がすべてにおいて同じ活



動規模であるにこしたことはありません。しかし、地域性尊重の原則が強く、弥富市では多制度がとられ、各分団が各自の特色を持って運営されていたことから、助成金を初めとしたところで統一がなされてきませんでした。それはそれでよかった時代があったかもしれませんが、一市多制度が確立されていた時代とは違い、東海地震、ゲリラ豪雨、年々巨大化してくる台風などの自然現象が劇的に変化しており、本年度も長引く梅雨の影響もあって、全国各地で土砂崩れ等の被害が報告されております。火事を中心にとらえて活動していれば成り立っていた時代と違い、火事を初め地震、水害、この地方ではあまりないかもしれませんが土砂崩れ等、幅広く対応できることが求められる現代の消防団活動は多くの知識と訓練が必要となり、活動量もふえる一方であります。また、社会構造、生活環境、家族構成の変化や少子化などが追い打ちをかけ、地元に残ることを選択した限られた住民にその負担が集中しております。昔の消防団のイメージではなく、地域性尊重の原則のもとに、一つの消防団として指揮命令系統、総合的な防災体制を確保するための組織として、物のとらえ方を変えなければならないと考えています。

まず、一つ目の質問をさせていただきますが、消防団再編が昨年度から先送りのような状況になっており、いまだ先が見えてこない先行き不透明な状況となっております。区長会等での話し合い等が持たれておるとは思いますが、今現在、一体全体どうなっており、どのような見通しになっておるのか、お答えを願います。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） それでは、佐藤議員の御質問にお答えします。

消防団の統廃合につきましては、今までいろいろ議論がある中、組織体制につきましては各小学校区2分団を基本としまして、ただし人口の多い桜学区と管轄面積が広い栄南学区につきましては3分団となっております。現在の20分団から16分団に、また定員につきましては440名から372名に改正する案をお示しし、進めてまいりました。具体的には、十四山地区の8分団を4分団にするものであります。最近では8月28日に十四山地区の区長会におきまして、これまでの経過や法的根拠、消防団の必要性、区域割りの案をお示しし、説明させていただきましたが、現在まだ合意には至っておりません。

ちょっとその中身について説明させていただきますと、これまでの経過としましては、先ほど議員おっしゃられました、合併協議会の決定事項、旧弥富町と十四山村の消防体制をそのまま引き継いで定員、服制などが決められまして、条例改正により、平成18年4月1日より現行の20分団、定員440名で新市の消防団体制がスタートして現在に至っております。残りしました消防団の統廃合につきましては、今までにいろいろ議論がございますけれども、集中改革プランの中では各小学校区2分団を基本として、現在の20分団から16分団に改正するというところで検討をしてきているところでございます。したがって、前年度に引き続

き市側と消防団幹部の案をお示しして、区長会、消防の分団長会等で協議をしてきているところでございます。

また、法的根拠につきましては、消防団の消防本部、それから消防署と並ぶ市町村の消防機関の一つということで、主に火災の警戒及び鎮圧、その他の災害の防除及び被害の軽減に従事する機関を指します。昭和22年の消防団令によりまして設置されて、消防組織法で公的な機関ということで位置づけられております。また、消防団の設置とか名称、それから区域につきましては市町村の条例で定めて、その組織につきましては市町村の規則で定めるとされております。

また、説明しました消防団の必要性につきましては、当然、郷土愛の精神に基づいて有志により組織される市町村の機関でありまして、その団員につきましては、日常はそれぞれの職業を持ちながら、水・火災などの災害が起こったときに招集されまして消防活動に従事するといった非常勤の公務員であります。一たん有事の大規模な地震、風水害におきましては、行政や消防署だけでは人的・物的な限界がございます。現在の海部南部消防署の出動可能人員は最大90名であります。長期間に及ぶ火災とか災害には対応できません。その場合は、装備とか訓練を行っている地元に着した消防団は必要不可欠な団体であるというような説明をさせていただきまして、いずれにしましても今後も引き続いて地区をまとめていただくように努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

5番（佐藤高君） 本来なら、この8月28日をもって、うまく消防の再編が行われる方向が出ましたという答弁をいただく予定でした。さっきから行財政のスピード化とかいろんな質問をしておるわけですけれども、来年、22年4月1日から消防の再編が行われ、20分団が16分団になると言ってみえて、8月28日でそのめどがついて、きょうの質問に対して、ああそれはよかったということで私は終わるつもりでしたが、まだまだ暗礁に乗り上げているような状態でありますので、急遽つくった質問を読み上げます。

統合を進める上で、自治会助成金の格差が最大の障害になると思います。助成する自治会からも、負担が大きくなるのであれば難色を示すと思いますし、助成を受ける消防団からも、助成が少なくなれば、これもまた難色を示されると思います。どこでどのようにして折り合いをつけるか。自治会側も、消防団活動が住民の暮らしを守る必要不可欠な活動であることを十分に認識していただきたいし、消防団側も、活動費が住民の皆様からのとういお金であることを十分にかみしめていただいて、助成金の適正金額を見きわめていただきたいと思っておりますが、この答えは1年や2年で出てくるものではありません。長い年月をかけて双方が互いに協力し、試していった中で生まれてくるのではないのでしょうか。研究課題として継続的に審議していかなければ解決されないのではと思います。

今、消防団の中では、数えるほどの人数で活動をこなしている分団がある状態です。地域によっては、人員確保において壊滅的な危機を迎えているところもあります。かなりの危機感を持って地域全体でこの問題に取り組みなくては解決できません。再編には人員確保の問題への対策の意味も含まれております。助成金の統一が不可能なため再編が不可能で、人員数の面でも危機的状況下に至ったのでは全く悲しい話であります。弥富市行政、弥富市民の双方にデメリットとなるだけで、特に十四山西部地区の団員数の減少傾向は行政側も把握しておられたと思いますが、際立っております。弥富市消防団は、人員確保、助成金統一、大きな課題を抱えております。人員確保は再編することで道が開かれ、助成金統一は研究課題として継続的に審議していかなければ解決されないと私個人として考えておりますが、どちらを重要課題として認識しているのか、また解決策としてどのように対応するのか、これらのことが再編にどう影響を与えるのか、行政側の見解をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） 消防団員の確保につきましては、現消防団員を初め各地区の区長さん方にも御協力をいただくようお願いして、団員確保に努めてまいります。

自治会助成金につきましては、以前の議会でもお話をさせていただいておりますが、資料等の作成については協力させていただきますけれども、あくまでも地域間で解決する話でありまして、行政が介入する問題ではないというふうに考えております。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤高清議員。

5番（佐藤高清君） 行政が関与できない部分は確認をしております。

市長が就任当時、民意が二つに分かれた場合、どのようにリーダーシップをとるかという質問をさせていただきました。市長は、誠意を持って地元に話をかけ、理解していただければ必ず道が開けるといふ答弁でありました。この問題について、トップ判断として市長の見解をお願いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

消防団の再編成につきましては、大変皆様、特に十四山地区の皆様には大変御迷惑をかけているわけですが、先ほど来、所管の課長が答弁をしておりますように、助成金等の問題については、やはり行政が関与できないところがございます。かなりの分団におきまして格差があることも、私も十分承知しております。ある分団では年間130万以上の助成金がそれぞれの地域から起こされているというようなこともございます。それは主に活動費であり、あるいは備品購入費であり、時には団員の慰労費というようなこともあるわけがございます。そうした中でさまざまな難しい問題等もございまして、十四山地区の再編に

つきましては、やはり事を急いでいかなきゃ活動ができないというような状況にも聞いておりますので、しっかりとした協議の場を設けることが必要だろうということで、今度は副市長を担当リーダーといたしまして、この問題について考えていきたいというふうに思っておりますので、今後の協議の内容につきまして御理解もしていただきたいと同時に、また皆さんの方に御報告を申し上げていきたいという気持ちでおりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤高清議員。

5番（佐藤高清君） この問題につきましては大変おくれております。先ほど来、言っていますようにスピード化であります。順調にこの問題を解決していただいて、何とか皆の話がまとまるように、よろしくお願いいたします。

そして、今後、新しい消防団として存在意義を高める上でも、さらなる飛躍が必要となります。他の市町村の消防団活動を拝見していると、女性の方の活動が目につくようになりました。応急処置や炊き出しなど、女性ならではの活動は消防団活動に新たな幅を持たせます。いざというとき、知識や経験のあるOBの有志が活動に加われば、人手の面ばかりが、現役団員にとって心強い部隊となります。刻一刻と変化していく防災行政や消防団の今の現状、再編、住民の防災に対する意識、はたまた近隣市町村の取り組みなど、あらゆるものを総合的に踏まえた上で、女性分団、機能別団員の新設など新しい取り組みについてどのようにとらえておられるか、お聞きいたします。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） 女性分団、OB分団につきましては現在のところは考えておりませんが、議員御指摘のように、水害とか火災時のみ出動する機能別団員につきましては、十四山地区の消防団の再編の次のステップとして今後の検討課題とさせていただきます。

また、消防団とは別に、現在40地区で組織化されておりますけれども、各地区に自主防災組織を立ち上げていただくよう、組織化100%を目指してまいりたいというふうに考えます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤高清議員。

5番（佐藤高清君） ありがとうございます。

今、課長からの答弁でありましたように、とにかく効率よくスピードを上げて、その答弁に向かって、さらなる弥富市の発展につないでいていただきたいと思います。

これをもちまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） 次に渡邊昶議員、お願いします。

13番（渡邊 昶君） 13番 渡邊昶でございますが、議長さんにお届けしました通告に従いまして、今回は私は決算に伴う内容でひとつ質問をさせていただきたいと思います。

私が今回質問するのは、平成20年度一般会計決算の19節その他負担金についてでございます。この19節は、負担金、補助及び交付金の項目でございますが、内容が幾つかある中で例題を一つ挙げてお聞きしようかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

20年度の一般会計決算で計上された19節の中で、負担金という項目は約200弱でございます。それから補助金と交付金等については115弱あるというふうに私は拾い上げました。執行されました支出合計は、19節全部を足すと全体の中で22億ほどありますよということでございます。内容が、一目で事業系負担金とか、研修会とか、各種協議会とか、事業促進協議会等のわかる負担金もございますが、中身がちょっとわかりにくいものもございます。そこで、私はまず最初に、部局を総括し、まとめられる総括の総務部長にお尋ねしたいと思います。

この19節の予算執行の際、負担金等に支出している協議会や団体がございます。そして、その団体の活動、業務内容について担当課できちっと整理整頓し、把握はされていると私は思いますが、毎年毎年予算執行し、使った後、必ず事業報告並びに、全部が全部とは言いませんが決算報告、もしくは規定の書類の整理だとかいろいろまとめさせてみえると私は思いますが、いかがでしょうか。各担当の方からどのような報告を受けておみえになるか、まず最初にお尋ねいたします。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） ただいまの渡邊議員の御質問でございますが、全体的な形でお答えさせていただきます。

団体等へ支出をいたします負担金、補助金につきましては、各事業計画、事業実績、予算・決算報告、定款、規約につきましては、団体の性格にもよりますが、基本的には各団体の総会におきまして適正に執行、決定されていることを、総会資料、また実績報告書によりまして確認がされておるところでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） ただいま部長から、市全体の中でまとめさせておりますという答えですので、私は非常にいいなあと思います。

そして、まとめるということは非常に大切であると同時に、予算執行の場合、もし監査委員さん等からも、この執行に伴い、こういう内容についてこういう事業があったが、内容はどうですかというふうに問いがあった場合は、担当課の方々はこれが整理できていないとそれを示すことができんということがありますので、是が非でも今後一層努力して整理整頓はしておいていただくように指示がしていただきたいと思います。

それでは、本日通告いたしました質問、平成20年度一般会計決算で、少し私はわかりにくいと思しますので、例の一つとして土地改良団体連合会負担金についてお尋ねいたします。

愛知県土地改良団体連合会（県土連）及び海部支会はどういう関係にあるのか。そして、

事業はどのような目的で、事業内容についてわかればお教え願いたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ただいまの渡邊議員の御質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

まず第1点目でございますが、県土連及び海部支会はどのような関係にあるかと。また次に、事業目的及び事業内容についての御質問でございますが、まず第1点目の県土連及び海部支会の関係でございますが、議員も長年、土地改良事務等々に精通されまして、この点は御承知のとおりだと思いますが、愛知県土地改良団体連合会（県土連）は、法に基づき大臣許可を得た法人格を有した団体でございます。また県土連は、規約の第43条に基づきまして、業務の円滑化を図る目的で、海部農林水産事務所所管区域内におきまして海部支会を設置しております。

また、海部支会でございますが、県土連の業務の一部を担当しまして、土地改良事業の円滑かつ効率的な運営を行っているものでございまして、海部支会の運営につきましては、本会からの交付金による事務の一部と、それ以外の支会の業務におきましては、必要な業務を遂行するために、海部支会を組織する会員が支会の規約を定めた中で毎年度事業計画、予算等を定め、総会に諮って、議決を経て、会費に相当する賦課金を会員である土地改良区、市町村から徴収しております。また、支会の経費につきましては、本会からの交付金、支会において収入する寄附金、賦課金、その他雑費等をもちまして事業の推進がなされております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 今、部長から内容について、これは順次一つずつ聞いていく形をとっておりますが、次の項目に当たる内容もお答え願っておるわけでございますけど、とりあえず連合会と支会というのは、土地改良法に基づき、土地改良連合会の定款並びに海部支会の運営規定にもございますが、本課がございまして。そしてなおかつ、地域の利便性を図るために支会を設けますよということは、「法人」という言葉を使われましたが、一般の法人でいうと本店と支店の関係でよろしいですか。連合会を本店、支会を支店、一般の法人の物の考え方と言うと。約で考えてもらって結構ですが、そういう考え方でいいんですか。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ただいま県土連と海部支会が本店・支店の関係にあるかということでお尋ねでございますが、先ほど言いましたように、法人格を有した中で県土連、それから海部支会、規約の中で支会を置くことができると申しました。ですが、その一部と、支会の中におきましては、先ほど言いましたように、その他、県土連の行う業務以外の中におきまして、これは任意団体部分に相当する部分でございますが、そうした中での賦課金と申し

ますか、会費を募って事業運営に当たっていると。ですから、ただ単に本店・支店という間柄だけではなくて、その中にはもう一つ、任意団体である性格を持ったものも有しておるというふうでございますので、ひとつ御理解がお願いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） わかりました。内容をごちゃごちゃするつもりはございませんし、要は、もとは連合会なんだよと。そして、愛知県には幾つかの支会があるよと。それで、地域地域の事業の円滑、共同の利益の増進、土地改良事業に基づく信念に基づいて事業が行われておるよというふうに私は理解をしております。

それで、事業の目的は、あくまでも土地改良法というのは、もとは行政じゃないんです。一番もとができたのは農業者なんです。3条資格者15名の同意をもらって県知事に届けをし、一定の基準の内容を網羅させて申請すれば認可を受けることができるというような規定なんです。それで、昔は土地改良事業というのは全部土地改良だったんです。行政が直接関与するということは少なかった。だが、国が行う事業の中には国営パイロット事業とか、国営干拓事業だとか、県営圃場整備事業だとかいろいろございました。我々海部郡としても、それにおいては、もとは町村が直営で直接やる事業は少なかったわけです。それで、一番初めにあったのは団体圃場整備事業、県単独事業。いろいろ流れがあって圃場整備がされて、現状は確保されておるというふうに私は理解をしております。

その問題は別として、土地改良事業の内容については、あくまでも土地改良法に基づき事業を実施するというのが基本だと思います。土地改良法というのは、私の思いでは、これは本当を言うと特別法なんです。農家に対して非常に都合のいい法律が土地改良法なんです。行政から見ると、ある面においてはいかなものかということと、土地改良法というのは、あくまでも「できる規定」なんです。必ずできますよと。やれという命令じゃないんです。やろうとしたらできるんだよという法律。だから、これから一つ一つ聞いていく中で、法・規則に決まっておるからやってきたんだという言葉が出るかも知れませんが、それは出てもやむを得ん話だが、決してそれは適切な言葉じゃないと私は思います。だけど事業は、今言われたように、いずれにおいても市町村も行う、土地改良も行う。その皆さん方に対して、技術的な指導援助、事業への協力、あくまでも土地改良法に基づいて進めますよと。だが、この場合、必ず先方、私どもに要請、もしくは依頼を受けてやるということなんです。黙って入り込んでくるわけじゃないんです。協議をするのに話し合っ、どうするかとって、それじゃあという話になると思うんです。連合会もしくは支会が弥富市にぽんと飛び込んできて、あなたのところはこういう事業をしているらしいけどどうだなあというふうに飛び込んでくる事業じゃないというふうに私は思います。

その問題は別にして、具体的に20年度で土連もしくは支会に業務を頼まれたことがありま

すか。あるかないかでいいんです。あるならある、あるならこうだと。ないものはないんだから、ないでいいんです。そういうことを一つ、次にお尋ねします。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ただいまの御質問でございますが、県土連には私どもの方から業務を委託しております。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） お願いをした内容は、設計業務だとか現場業務だとかいろいろございますが、設計業務ですか。何と何という中身がもしあれば結構ですが。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） 私どもが県土連にお願いをした業務の内容ということでございますが、まず第1点は委託業務でございまして、先ほど議員の方から御指摘ございましたような設計委託業務がございます。それからもう1点は、今現在実施しております農地・水・環境向上対策の履行確認といった業務も委託しております。あと農業集落排水事業の関連でございますが、そういった業務の中での設計委託等々も委託しております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 市町村も、担当課の職員の皆さんは私はプロパーだと思っております。それから、土連の各部門に置かれておる担当者というのは本当にすぐれた知識を持たれたプロパーであるというふうに思いますので、我々もその協力をいただくことによって、弥富市内の事業は幾つかございますので、今後もやっていただくというのが大切だろうと思っております。

それで、これはちょっと飛んだ話になりますが、我々は一般会員ということを行っているわけですが、各土地改良区は全部会員になっておるわけです。私ども行政も一応会員なんです。これは簡単ですけど、僕はちょっと思ったもんで聞くんですが、会員に加入せんと国もしくは県の事業採択はしてもらえるか、してもらえんかということをやっと僕は思ったもんで聞いているわけですが、この問題はどうなんですか。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ただいま、県土連の会員にならなければ市が実施をする事業の事業採択が受けられないかということでございますが、決してそのようなことはございません。あくまでも市なり土地改良区からの申請行為に基づく事業実施でございまして、土地改良団体連合会を通さなければできないというものではございません。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 僕が心配したのは、連合会の会員にならないと県なんかからのペナルティーもしくは何かがあるかなと思ったもんで聞いたわけです。事實は、別に会員じゃ



なくても公共的事業もしくは土地改良事業は進めることができるということですので、別に心配はなかったなあと感じております。ありがとうございました。

次に、5番目を聞くために、まず4番目に一つお尋ねしたいと思います。

県土連及び海部支会の会議がございますね。会議はどのように行われたかということ。それで、担当部課長会等は年間どの程度催されるかと。そのときに話し合われるいろんなことがあると思いますが、会議の内容でもし話せることがあればお教え願いたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ただいまの御質問でございますが、県土連及び海部支会での会議の回数、その中で担当部課長会がどのように行われたかということでございますが、まず県土連におけます会議の回数は、内容につきましては総会から理事会といったものもすべて含めまして約80回ほどあるかと思っております。次に、海部支会の会議の回数でございますが、これも約30回ほどあるというふうに認識をしております。

主なものにつきまして、その中で担当部課長が出席したかどうかということでございますが、各担当部門と申しますか、事業の内容等々によって担当者の出席する会議、それから各会員の中での研修というのがほとんどでございますが、担当部課長の出席した、特にこれは県土連本課との兼ね合いになってまいります、毎年、年末等々に、これは部課長どちらかが出席するわけでございますが、国の翌年度事業の内容、また事業の現行やっておるものの説明等々でございます。そうした中に私なり担当課長が出席しております。それからもう一つは、そうした中におけます意見交換会に出席をするというようなこともございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） ありがとうございました。内容を聞きまして、県土連並びに支会を合わせて両方で120ほどということで、非常に数多くの会議、研修、いろんなものが行われておることがわかりました。

私は、担当者会議というのは非常に大切だと思うんです。私が次に聞く5番目なんかに関連しますが、私どもの市長である首長は必ず総会には出席されると思うんです。そして、資料を総会の場で見ると協議なされるわけでございますが、私は総会の前に行う会議というのは非常に重要な会議であると思います。と申しますのは、連合会というのは間違いなく、支会もですが、年に1遍、一番大きな催しである総会を開くことになるわけです。先ほど高橋議員が言われておったように、株式云々というのになると株主総会を開きますが、それと同じように、私どものこの連合会並びに支会も年に1回皆さん方に集まっていただいて総会を開くということになります。それで、その場で提案された議案は必ず協議、決議されて進むということになるわけでございますので、その前に担当者の皆さんがきちっと聞いていただ

いて、いかに間違いなく首長に伝えるかということが大切な仕事であるということは間違いございません。それをわからずして総会に出席して、当日、総会の場で原案可決となってしまうと、間違っただまま理解もできずして進むということになりますので、もし異論があったり、質問事項があったりするときには整理整頓していかないかならうということと、一応担当者会でその内容はきちっとまとめ上げるということ。総会には事業報告、事業計画、負担金の基準、徴収方法は必ず審議されるはずで、これは毎年。それで、今部長さんにお尋ねし、聞いた内容では、内容はきちっと整理して総会等には参加していただいておりますので結構でございますが、一応県で80、支会の方で30回ほど。それから、次年度もしくは現在の国及び県の状況、内容、もしくは意見交換等もやっておるということでございますので、非常にいいことだなあとと思います。

次に、私がきょう、ちょっとわかりにくいといっておいた質問の目玉でございますが、五つ目が、県土連本部に一般賦課金、それから特別賦課金を納めておるわけです。それで、支会にも同じように納めておるわけです。土連本部の定款だとか、規約だとか、規則だとか、運用規定だとか、いろいろな内容がある中で整理整頓されておるというふうに思いますが、私が最初に聞いたのは、県土連が本店、海部支会が支店もしくは支部ということになるとこういう関係になるもので、本来なら、支会の運営は人事を含み本課の指示に従うということになっておるのが決めなんです。予算も本課から支給するというようになっておるんです。支会には定款はないはずなんです、本課に定款があるんだから。そして、一番基本となる法律は本課が持っておるわけです。支会が持っておるのは運用規定、もしくは機能等で多少は「やれる規定」を持った文面を持つことはできますが、一番もとになるのは私は県土連だと思ふんです。支会はあくまでも支店のような格好になるもので、事業内容は独自性を持つということだけど、独自性を持つということは地域差がございますので、独自性を持ってもらうことは結構ですが、一応そういうことになっております。

今回、この20年度の決算では240万弱の負担金が支出されております。それで、これを見ると全部土連へ行ったように見えます。だが、内容は違うはずなんです。ということは、請求者は、県土連会長だれだれが服部市長に請求書を送る。もう一方は、愛知県土地改良団体連合会海部支会長だれだれが市長に送ってきて、支出調書が執行され、処理がなされておると思ふんです。全く同じ日に同じものが出ておるわけじゃないと思ふんです。支払ったものは別々に受け取る。だから、監査委員さんが見ても月々の監査資料になるもので、出てきても支出調書を見ると正確に支払われておるから、全然異議申し立てもなければ、わからん行為だと思ふんです。

だから、内容は県土連に幾ら、支会に幾ら、合わせて234万だよと。それから、特会の方を見ると78万ほどございます。これはきょうは出しておらんで今聞いてもらえば結構ですが、

これにも同じように合わせて78万になっておると思います。だから、もしわかれば県土連に賦課金で幾ら、支会に賦課金で幾ら、合わせて234万ですということがわかれば教えてください。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ただいまの賦課金のお答えをする前に、先ほどの中で言葉足らずの点があったかと思しますので、一つ、その点だけ再度確認させていただきたいと思えます。

私が先ほど申し上げた中で、担当部課長会等々があるかということの中で、国における新年度の予算の説明会だとか意見交換会の場には出ましたということをお知らせしました。もう一つは、その中で県土連、それから海部支会の前に、私を含めて担当者レベルでの総会での資料の中のものは協議はございません。これは、あくまでもその団体におけます理事会なり、そういった中で協議がなされて出ていっておるといふふうでございますので、その点だけはひとつ御理解をお願いしたいと思います。

それから次の質問の中で、本会と支会が支出項目が1本で非常にわかりにくいということでございますが、確かに私どもの予算・決算の中では連合会の負担金という項目で掲げてございます。これにつきましては、県土連の方にもこの対応について今協議をしておるところでございますが、この方法については、もっと明確なものにできるということであれば区分を分けての計上をさせていただく方法になってこようかと思っております。

それで、先ほどの中でまず本会と支会の賦課金の内訳でございますが、これは両者とも前年度の事業実績にもたれて特別賦課金が加算されるわけでございます。一般賦課金につきましては、先ほど言われましたように均等の1万円というのが出ていくわけでございますが、そういったようなことで、特別賦課金には単県事業だとか団体事業だとか、そういったものの事業の区分によって負担率が決められておまして、そういった負担率で払っておるわけでございますが、まず県土連本会の賦課金でございますが、これは先ほど御指摘もございましたように、弥富市全体で払っておる、いわゆる農政課所管の分と、それから下水道の中の農業集落排水の部分の総括でございますが、まず市町村分につきましては、一般会費につきましては1万円。それから特別賦課金、これは事業割りということでございますが、県土連の方には166万2,449円と1万円を合わせまして167万2,449円を県土連の負担金として納めております。

特別賦課金の内訳でございますが、県営事業につきましては、前年度事業実績の1000分の1.3ということで102万4,444円でございます。それから、単独県費事業につきましては1000分の5.5ということで11万2,805円、団体事業につきましては1000分の4、52万5,200円でございます。これを合わせました167万2,449円を本会の方へ支出をしております。

それから海部支会でございますが、海部支会も一般会費、それから特別賦課金は同様でござ

ざいまして、一般会費につきましては1万円、それから事業割りにつきましては144万200円を支払っております。合計としまして145万200円でございます。

同様に、この特別賦課金の内訳でございますが、県営事業につきましては、海部支会の負担率につきましては1000分の1.5、118万1,900円、それから単独県費事業につきましては1000分の3、6万1,400円、団体営事業につきましては1000分の1.5ということで19万6,900円でございます。そういった金額が20年度の賦課金ということで、お支払いをさせていただいております。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） どうもありがとうございました。

いずれにおいても234万の内訳は支会と連合会にあるということで、この決算の事項別説明では1本で出ておるようにも見えるわけです。それは結構ですが、成果報告には内容と成果というものを載せることになっておりますので、親切性があるんだったら、本会で幾らだよ、支会で幾らだよということぐらい我々議員には教えていただきたいかかったというふうにも思います。

そして、もう部局においては決めによって処理がされておることですが、土地改良の原則は、私も見せていただきましたが、定款があって、規約があって、そして海部には運用規定があると。そして物事が運ばれておるよということですよ。私に変だなあと思ったのは、今部長からは県営事業に対しては1000分の1.4、単独事業については5.5、それから支会においてはこの率が違うわけです。1.3が1.5になり、それから団体営については1.5、単独県費については3。少しずつずらしてあるわけですが、それによって支払った額が166万2,000円と145万になるというのはわかりますが、先ほども言いましたように、間違いなく業務の円滑化を図るために支会を置くんだよということは本会は言っておるわけです。会社でいう支店だもんだで、本店で採用した職員で支会に任命により配属をさせますよと。支会運営に必要な経費は、必ず本会からの交付金、支会において収入するお金、もしくは寄附等をいただいた場合は寄附金、並びに雑収入をもって充てるということを運用規定の20条でびったり言っておるわけです。

だったら私は思うんですよ。一般の市民目線で見たら、親で取って、配分して、運営してもらおうというのが筋だと思うんです、僕は。八つある支会は、いろいろ内容があるもんで違いが出てくるといって、それは本課の採用によって案分すればできることだと思うんです。だが、めいめいにいろいろと行われておるということで、全く本会と支会が、率こそ違いますが同じように取ればいいというようにしか見られんわけです。私はきちっとした説明を聞けば理解はするように努力しますが、いずれにしてもおかしい話に思えて仕方がないんです。これこそ、市民レベルで物を見たら負担金の二重構造である。市民から見たら無駄な支出にも

部分においては見えるわけでございます。

先ほど高橋議員、それから市長さんも言われたが、前回の選挙によっていろいろ起きたと。流れも変わってきたという話がございます。衆議院が解散される以前に、非常にメディア、マスコミに社会性を持って話題になったのが、都道府県の知事会で問題になったのが、市民上がりの目線で首長が政府直轄予算、負担金の内容を見たらおかしいということで、大阪をリーダー、宮崎も絡む、鳥取も入る、横浜の市長も入る。その次に、中身の切り込み隊長の知恵袋が東京都の副知事 猪瀬さん。この5名が中心になって、いろいろなことが問題になって、新聞だとかテレビに毎日出ておったわけでございます。市民レベルの皆さんが見たら、その負担金はおかしいんじゃないかということに気がついたわけです。橋下知事は、新規のぼったくりバーでもこんな請求書は出さんぞということを言われて、非常に話題になったわけです。あれは何だということ、45億5,000万ぼんと領収書を渡したって中身は何にもなしだもんだで、国交省に乗り込んで、どんなもんだろう、一度中身を明示してくださいという話になって、ずうっと行って結論がなされておるのが現状なんです、これは飛んだ話になりましたが、これも取るなら取ればいいんです。二重構造で取らずに、きちっと取った方がいいんじゃないかと思うので、今回質問したわけでございます。

それで、19節の負担金については例を挙げて私はいろいろ聞いたわけでございますが、市町村の財政予算は補助金とか負担金予算と言われるくらい非常に数多く、行政縦割りのごとく、殊に事業は看板をいっぱい上げて、内容によっては多少わかりにくいようなものもあるかもわからん。それから、つき合い的なもので支出されているように思われる例がございます。中身においては何々協会負担金とか、何々事務協議会負担金とか、事務担当者負担金等、外とのつき合い的負担金があるように思います。補助金、助成金等は、一度私どもから予算化して出すと、もらった側は一種の既得権のごとく、なかなか断ち切れんというのが補助金であり、負担金であり、助成金なんです。だけど、出すまでは我々の財政でわかるが、もらってどうやっておるかはわからんわけ。だが、理論的に言うと受けた側には監査も事務も全部適切に図られておるということで、間違いございませんと言われたら、我々が介入してどうこうすることはできないわけです。だから、私は議会がチェック機能を働かさなければならぬと思うわけです。予算を組むときにしっかりと内容を精査せないかんと。

私は、評判の悪いこと、本当は嫌われることは言いたくありません。だが、一つ考えてください。いつも市長が思ってみえる言葉なんです、ばかを見るのはだれかといったら市民なんです。市長はずうっと今でも、市民目線で行政は行うべきであると。先ほどの質問の中でも言われておりました、消防の問題のときに。だから私は、その考えは今でも絶対変わらないというふうに思います。

今まで土地改良といえ、ある意味で聖域のように取り扱われてきた面も多少あるかもし

れませんが、政策自体をこれから大きく変えていかなければならない。これは、厚労省もある、文科省もある、国交省もある。だけど、この四つの中に入るのは間違いなく農水だと思えます。下手なことを言うと、一番にそういう事態に入り込む可能性はある。これは非常に現状が厳しいからなんです。真にやる気があれば、こつこつとこうしたことから手がけていって、真摯な態度で取り組んでいただくことをお願いしたいと思いますが、市長、いかがでしょうか、お尋ねします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） ただいま渡邊議員から、いろんな御意見、御質問をいただいたわけでございます。

まず最初に、20年度決算という話がありました。この決算につきましては、来週行います決算委員会等において十分審査していただくことになっております。今までのことからして、20年度決算につきましては、まずまず実質的な収支決算につきましてはいい決算ができたということをまず御報告申し上げておきます。

それから、その中における負担金、補助金の問題をおっしゃってみえるわけですが、まず負担金等におきましては、議員御案内のとおり、海部地区を中心とする一部事務組合等々の構成自治体として、行政の推進に際して必要不可欠な財政的負担であるというふうに理解をしているわけでございます。また、補助金等におきましては、各種団体等、あるいは自治体等において、地域の活性化という形で、あるいは住民の皆様の活性化という形で御負担をさせていただいておるものでございまして、基本的には必要な事項であるというふうに認知しております。また、一方では大変厳しい財政状況ではございますので、これからの負担金、あるいは補助金等においてもさらに精査を加えていくということが必要であろうと思っております。御理解を賜りたいと思います。

また、土地改良等の問題におきまして、県土連の役割であるとか、海部支会の役割というようなことをる御質問いただきました。所管の開発部長の方から、その都度答弁をさせていただいておるわけですが、土地改良事業という形でそれぞれの委託業務があるわけでございます。もしこれを市の直轄というような形で行う場合には、職員における大変な技術的な負担であるとか、事業運営に対する必要な情報、あるいは促進予算の確保であるとか、さまざまな維持管理の問題等々、解決しなきゃならない問題がたくさんあるわけでございます。我々としては、現状、個々の処理する力ということにおいては限界があるだろうという中で、これからの業務についても連合会へ委託するという形をとっていきたいと思っているわけでございます。

また、県土連、海部支会の会員としての加入についてというような御質問等もございました。これは開発部長も答弁しているように、加入につきましては自由に入退をすることがで

きるということになっております。しかしながら、海部農林水産事務所の所管区域のすべての市町村が加入している状況でございますが、その中で事業を推進していただくということにおいて、その必要性を私どもとしては十分判断しておるわけでございます。そうした中においても、今後も継続した加入をしていきたいというふうに思っております。

また、県土連、海部支会の賦課金、会費の納入についてということで、二重構造になっておりはせんかという御質問でございますが、これは県土連、海部支会等々、毎年予定をする事業計画、あるいは事業計画を遂行するための必要な経費だろうというふうに判断をしているわけでございます。なお、賦課金、会費の使途については、毎年開催されております県土連、海部支会の通常総会において事務報告がされており、また収支決算の内容につきましては、監査報告をつけ加え、適正に処理されていると判断をしているわけでございます。

いずれにいたしましても、土地改良事業というのは、それぞれの地域の安心・安全なまちづくりに欠かせない事業であると思っております。特に私どもの生活をさせていただいている地域においては、海拔ゼロメーター、マイナスという形でございます。特に湛水防除事業というのが今後も必要になってくると思っております。しかしながら、一方では大変厳しい農業行政でもございます。農家の方の負担というのが非常に大きくなってきている。重荷になっていることも事実でございます。こういったことにつきましては、少しでも経費の軽減ということに対して、土地改良事業体が全体で考えるべき問題でもあろうというふうに思っております。

また、最後でございますけれども、新しい政権にも移行になりました。農業再生プランという中で、さまざまな形で所得保障等々が出されているわけでございます。今後、土地改良事業等においてもどのように御理解をされているか、私どもとしては注目していきたいと思っております。

いずれにいたしましても、少しでも農家の方の経費削減ということに対して私どもとしても考えていきたい。大変厳しい時代でございますが、弥富市は農業振興地域ということも含めまして、できる限りの御支援を申し上げていきたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） ただいま市長から、総括で考え方等についてお答えをいただきました。厳しい農政全般におきまして大変であるということは私もよくわかります。そして、だれが見てもおかしくないというような格好にするのが本当に正しい道だと思います。これが、本会があるよ、支会があるよ、本会も取るよ、支会も取るよということだと、格好が本当によくないと思うんですよ。だけど、ここで我々が話をして変えさせるということもできんことだし、両方に決め事があることですが、質問の終わりに当たりまして、19節全般にわたっ

て私からお願いをさせていただきます。

数多くの負担金や補助金が本当に長期にわたってずっと、また事業系負担金、各種団体の協議会においても予算が執行されておりますが、昨今、財政の厳しい折、本当に必要なのか、既に役割を果たしている団体とか事業もあるかもわかりませんので、この際一度全庁ですべての団体、協議会、事務研究会等について精査してみる必要があると私は思います。先ほど言ったように、一度出したものは相手に対して既得権があるように思われておるわけです。各項目、幾つかあるんです。いつからこういうふうになってきたかということも調べる必要があると思うんです。ええ顔でついたものもあるかもわからん、言葉は悪いんですが。本当に必要でついたものもいっぱいあると思う。だったら一度よく、あずかる担当部局において、市長と一緒に前向きに考えていただくことをお願いしたい。今後の努力を期待して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました

議長（黒宮喜四美君） ここで暫時休憩をとります。再開は11時45分といたします。

~~~~~

午前11時35分 休憩

午前11時45分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に安井光子議員、お願いします。

11番（安井光子君） 安井でございます。私は、一般質問に今回2問、質問をさせていただきます。

まず1問目、安心して利用できる介護保険制度についてでございます。

まず一つ目ですが、平成21年4月実施の新認定基準の見直しについて質問をいたします。

ことしの4月に実施されました要介護認定の新しい制度は、介護認定の軽度化を進め、介護保険サービスの利用を入り口で締め出すものであると、専門家や幅広い介護関係団体から抗議の声が大きく上がりました。7月28日の厚労省のデータによりますと、4月、5月の認定では前回より軽度に判定された割合は20%に達しました。特に認知症の人や在宅介護を受ける人が軽度に判定される傾向が強いとの指摘もございました。小泉構造改革以来、福祉予算が毎年2,200億円ずつ削られたのを初め、保険料を払っているが、なかなか十分な介護を受けることができない。保険あって介護なしへの大きな怒り。志を持って介護現場で働いても、給料が安くて生活していくことができない。やむを得ずやめざるを得ない。介護労働者の不足。そして、待遇改善を求める大きな世論の流れを背景にして、介護関係者などの痛烈な批判と大きな運動の中で、新介護認定制度は大幅な修正をせざるを得なくなりました。

その決定打となったのが、4月2日、厚生労働委員会での日本共産党の小池議員の追求で



した。新制度のねらいは給付削減にあることを明記した厚労省の内部文書を暴露したのです。これによって舛添厚生労働大臣も文書の存在を認め、新制度の検証委員会設置と、希望者には従来の介護度を維持する経過措置をとらざるを得なくなりました。

まず一つ目の質問をいたします。新認定基準で認定された人のうち、経過措置を希望された人の状況についてお尋ねをいたします。

4月から8月まで、認定の更新を受けた人、新規認定者は何人ずつでしょうか。その中で今までより軽く認定された人は何人で何%でしょうか。経過措置で救済された人は何人で何%でしょうか、お答えをお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（松川保博君） 安井議員の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいましたように、介護保険につきましては、平成21年4月より、要介護認定申請された御本人に必要なとされます介護の量をより正確に反映するために、要介護認定の方法の見直しが行われたものでございます。御本人の心身の状態や生活能力を調べるため、認定調査員の行う認定調査項目につきまして、82項目より床ずれ、火の不始末などの14項目について削除いたしまして、簡単な料理などの6項目を追加し74項目としたことや、1次判定の判断基準も変わりました。しかし、この見直しによりまして以前の介護度より軽度認定されて、サービスの内容が削られるのではないだろうかという利用者からの心配と不安の声が広がり、そのため厚生労働省では、利用者、家族の代表や専門家による要介護度見直しに係る検証・検討会を設けまして、見直しの影響について検証をすることとしておりました。それに伴いまして、安定的な介護サービスの利用を提供する観点から、検証・検討会の結果が出るまでの間に、更新申請時に更新前の要介護度とすることを希望すれば、更新前の要介護度と異なる結果となった場合でも更新前の要介護度とすることができる、議員がおっしゃられました結果措置がとられてございました。

御質問にありました4月1日以降の更新申請の中で、介護認定審査会の2次判定後に経過措置を希望された方について調査しました結果を御報告させていただきます。

4月より8月末までに開かれました介護認定審査会に提出された申請書につきましては439件でございました。そのうち更新申請については303件で、新規の認定申請につきましては116件でございました。先ほど申しました303件の更新申請の中で経過措置を希望されない方は16名でございました。調査の結果、90の方が経過措置を利用されましたので、90人の内訳を介護度別に報告いたしますと、2次判定で非該当とされた方で要支援1の方に3名、要支援2に2名、要介護度1に2名の合計7名の方が経過措置を利用されております。

続きまして、2次判定で要支援1の関係でございますが、要支援2の方に27名、要介護1に5名、要介護2に1名、要介護3に1名の34名の方でございます。

続きまして要支援2の関係でございますが、要介護1に4名、要介護2に5名、要介護3に1名の10名でございます。

要介護1の関係でございますが、要支援2、こちらは軽くなってもそちらを希望された方でございますが、3名の方でございます。要介護2に4名、要介護3に3名の10名でございます。

要介護2の関係でございますが、こちらも要介護1の軽い方に5名の方です。要介護3の方に5名、要介護4に11名の方が経過措置を利用されております。

要介護3の関係でございますが、要介護1に2名、要介護2の方に1名、要介護4に3名、要介護5に1名の7名の方でございます。

続きまして要介護4の関係でございますが、要介護1の方に1名、要介護5の方に7名の8名でございます。

要介護5の関係でございますが、要介護3に2名、要介護4に1名の3名の、以上90名の方の内訳でございますが、御質問にありました今までより軽く認定された人は何人で何%ということでございますが、経過措置を利用された90名のうち75名の方が今までより軽く認定されましたので、更新申請の303件に対しまして24.7%という数字が出ております。

次に、経過措置で救済された人は何人で何%という御質問でございますが、先ほども言いましたように、経過措置の利用者は90名でございましたので、303件に占める割合は29.7%となっております。

以上が、経過措置を希望されました人数等の報告とさせていただきます。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） ありがとうございます。相当たくさんの方が経過措置で救済されたのがわかりました。

私は先日、市内のある方からお話をお聞きしました。夫婦2人暮らし、御主人が介護度1で老健施設へ入所されているそうです。4月の認定更新で要支援の認定が出ました。施設を退去しなければならないということで、大変困り果てておりました。奥さんもお体がお悪いので、自宅では介護ができないということです。そのときちょうど経過措置がされるということで、施設に置いてもらうことができました。本当に助かりました。要支援では施設に入居することができません。必要な人が必要な介護を受けられる制度にしてほしい。それを本当に心から願っております。よろしくと言われました。

次の質問でございます。

4月実施の新認定基準による認定、国民の批判や大きな運動で従来のサービスを受けられる経過措置、支援制度見直しの検討委員会の設置、10月1日からの新調査基準での認定が開始されるという異例の事態となりました。市として国のやり方で何が問題だったと認識され

ているのか、どういう対策・対応を市としてされたのか、お尋ねをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（松川保博君） 御質問にお答えいたします。

国の認定基準の見直しについてや、また先ほども説明いたしました、経過措置についての厚生労働省からの通知が出た後に、経過措置を希望するかどうか調書を取りまとめる必要が出てきた等、それまでの更新申請者の方にいろいろ説明をいたしまして、経過措置の希望を聞く緊急な作業の必要等が出てまいりましたが、市といたしましても、市内の訪問介護なり通所介護、老人福祉施設、居宅介護支援施設等の介護事業所とは毎月定期的に連絡調整の会議を開催しておりますので、その際にケアマネジャー等の方に連絡調整をさせていただいております。また、海部南部広域事務組合の方でも定期的に研修会等をケアマネジャー等を対象に行っておりますので、そちらの方でも情報の周知を図っておるつもりでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 経過措置を申請される人、介護士さん、今お話がありましたようにケアマネジャーさん、担当課の職員の皆さんの御苦労は本当に大変だったと思います。要介護者、家族への変更説明とか印刷物、人件費などの費用も相当かかったのではないかと思います。先ほどの一般質問でありましたように、財政の効率化とかいろいろお話も出ておりましたが、この庁舎内でも、お昼になると電気を消して経費の節減も図っていただいているわけですが、今度の介護認定をめぐる混乱、その後の事態でどれだけの費用がかかったのか、それはどこで負担がされたのかについてお尋ねをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（松川保博君） お答えいたします。

費用面につきましては、先ほども申したように、会議等を開く場合の資料のコピー代等で済んでおると考えておりますので、市役所、先ほどの海部南部広域事務組合の負担の方で賄えたと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 12時になりましたので、午前中の会議はここで暫時休憩をいたしまして、午後1時から再開をいたしますので、よろしく申し上げます。

~~~~~

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

安井議員。

11番（安井光子君） 午前に引き続いて質問をさせていただきます。

午前の質問で、今度の新認定基準による認定、経過措置などで、職員の皆さんや介護士や介護に携わられた皆さんの御苦労についてお話ししたわけですが、御自分たちのことだもんで、いかに大変だったというお話はございませんでした。私が聞いたところでは、4月から認定を受けられた方のおうちを回られたり、アンケートをとられたり、余分な仕事といえば、こういう介護の改定があったがために、それから混乱があったがために、本当に職員の皆さん初め介護の皆さんは大変な御苦労をしていただいたことだと思います。

それで、今度の国のやり方で何が問題だったのかについてもちょっと御質問したんですが、なかなか職員の皆さんの立場ではお答えしにくい問題だと思います。私が簡単に、こういうことではないかとまとめたいと思います。

新しい認定基準では、例えば具体的に食事の摂取、高カロリーの点滴で口から何も食べられない方は、介助を必要じゃないからということで自立という認定がされました。それで、買い物に行くとか、電話で注文してお買い物はできる方なんですが、しょうゆを買いに行ったのにソースを10本も買って来たという方は、ただ買い物ができる、電話ができる。その中身についてはどうあろうとも自立ということで、非常に外面だけ見た、内面まで踏み込んで調べるといことなしに認定をします。こういうひどい、介護者それから介護される人の立場に立った認定基準ではなかった。これが、こういう大きな、6ヵ月間で改めて認定の基準を変えなければいけないような事態になったのではないかと思います。

もう一つ、介護の認定調査員の方が使われるテキストなんですが、これは介護の専門家とか現場の方が意見を出してつくられたものではなくて、大手の銀行のシンクタンク、今度のテキストでは三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社がこの介護のテキストを作成したものだということが国会の中でも明らかにされました。だから、いかに今回の認定基準がひどいものであったかということがおわかりいただけるんじゃないかと思います。

では、次の問題に移ります。

4月以降の新規の認定者は、新認定基準で認定がされております。軽度の認定者の救済はどのように行われていますでしょうか、お答えをお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（松川保博君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。4月以降の新規認定者の関係でございますが、軽度認定者の救済はどのように行われていますかという御質問でございます。

経過措置による救済の対象者につきましては、議員の言われますとおり、更新申請をされる方のみ関係でございましたので、新規認定者に対しては救済制度というものは、申しわ

けありませんが、ございませんでした。ですけれども、要介護度の判定結果が実情と一致していないと思われる場合につきましては、10月1日以降に、有効期間の終了前でありましても区分変更申請というものをさせていただければ見直し後の基準が適用されますので、そちらの方の御利用をお願いしたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 6月30日の毎日新聞、淑徳大学の結城准教授の調査によりますと、認定更新者の4割を超える人が1次判定では軽度になり、2次判定では、弥富市でも同じような数字に出ておりますが、約23%の人が軽度に判定されているという報道でございます。新規認定者も軽度に認定されている可能性があると思います。介護保険料は同じように払っていて、認定更新者と新規の人を差別するのは余りにも不公平ではないでしょうか。自立と認定された人は、介護保険も使えなくなります。これは市の責任ではありませんが、国の大きな片手落ちの対応ではないかと思えます。これを指摘しておきます。

次の問題です。

介護保険に混乱をもたらした厚労省のやり方は許されないと思いますが、いかがでしょうか。厚労省のこのようなやり方では、国民の、市民の介護は守れないのではないのでしょうか。改定をするのであれば、地方自治体や介護関係者の意見をよく聞いて、時間をかけて検討していただきたいと考えます。混乱をもたらした厚労省に対して、二度とこんな無責任なやり方はやめてくださいと、地方自治体、介護関係者の意見として市長会を通じて国の方にしっかりと意見を述べていただき、市民を守る防波堤の役割を果たしていただきたいと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

かねて安井議員も海部南部広域事務組合の議員として御出席をされ、この問題については過去から取り上げていただいておりますが、今回の見直しの件につきましては、認定調査員等に対して見直しの内容について周知徹底が十分でなかったという反省は大いにあります。また、必要な準備期間というものが要るわけですが、そういったことも時間的な確保がされていなかったというようなことは、いかんともしがたい思いでございます。今後につきましては、研修等で厚生労働省の見直しの考え方、あるいは内容の周知徹底ということに対して、再度混乱を起こすことのないようにしていかなきゃならないというふうに思うわけでございます。見直しの際には、いわゆる利用者の立場に立った、私ども市町村の立場に立った形になって、十分に時間をいただいて事前の調整が必要だろうと思っている次第でございます。

しかしながら、正しく認定された方の給付削減はもちろんあってはならないわけござい

まずけれども、私どもも皆様の方にお示しをしておりますように、第4期の介護計画につきましては、この第4期というのは平成21年から向こう3年の介護計画でございますけれども、高齢化に伴う給付金額というものも推定値としては出しておるわけでございます。平成21年、今年度は約18億の給付金が必要となってまいります。22年は19億、そして23年には20億という形で、額、そして要支援、要介護の認定患者の方も大変多くなって来るわけでございます。そうした中においても、私どものこの介護計画の中の一番骨子は、やはり介護予防ということに対して全力を挙げていただきたいということをお願い申し上げまして、今後の見直しについては十分注意をしていくというふうに、また市長会等を通じて申し上げていきたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） ありがとうございます。

次に移ります。

厚労省は、ことしの10月から要介護認定の基準を再修正すると言っております。認定調査員が訪問して聞き取る基本調査のうち、43項目を見直すという大幅な修正と言われております。修正の基本部分について、御説明をいただきたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（松川保博君） お答えいたします。

今回、要介護度見直しに係る、先ほども申しました検証・検討会による検証の結果につきまして、新たな介護認定の方式による要介護度別の分布につきましては、中度、重度者の割合に大きな変化はないということがわかり、非該当者及び軽度者の方についての割合が増加していることがわかっております。これにつきましては、午前中に申しました弥富市の経過措置を利用された90名の方の内訳から見てもとれると思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

また、認定調査項目のうち、自治体等から質問・意見等が多く寄せられました項目等を中心といたしまして認定基準等の修正を行い、コンピューターによるシミュレーションや複数の自治体での検証をした結果、従来の要介護度の分布とほぼ等しくなることが明らかになったことから、これを受けまして市町村の調査員がより正確に判定できるよう、74の認定調査項目のうち43項目についてでございますが、これが今回の修正の基本と思っておりますけれども、日常の状態をより重視することにしたと認定基準の考え方の変更がございました。

例を申し上げますと、座った状態を1分間程度保てるかで身体状態をチェックしておった項目につきましては、10分間程度に変更いたしました。また、外出頻度を問う項目につきましても、対象期間を直近の3ヵ月から1ヵ月に短縮しまして、その間の状態に大きな変化がなかったかどうかを考慮するようになった状態でございます。

要介護度認定方法を再度見直すということで、厚生労働省の方からも8月7日付で通知がありまして、先ほど市長が申しましたように、今後は現場が混乱しないよう、ブロック単位での研修会の実施等を行って調査員等に周知を図った上で、この10月1日より新たな方法により要介護度認定を行うこととし、これに伴いまして経過措置についても9月末で廃止するという内容でございました。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） ありがとうございます。

厚労省の見解では、要介護度の判定結果が極端に軽くなることはないと言っておりますが、先ほどお話にもありましたように、認定調査員の十分な研修をぜひやっていただきたいし、実際の運用でどのような判定が出るか、不透明な部分も現在の段階では多いと言われております。経過措置も終了するため、軽い判定が出れば利用できるサービスの削減にもつながります。介護認定が今後どのようなようになるのか、市としても介護関係者と協力をとりながら、市民が必要とする介護が安心して受けられますように御尽力をいただきたいと思っております。

次の問題です。介護保険利用料の減免制度についてでございます。

平成21年4月1日、保険料の減免の内規がつくられました。利用料減免は平成19年度10月1日施行でございますが、これと保険料の減免の収入基準について整合性を図るべきだと考えます。それと同時に、国の方が決めております境界層の該当者の問題とか、高額介護サービス費の問題とかがありますが、利用料を負担すると生活保護基準を下回る方への救済の仕組みも市としてきちんとつくっていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。お答えをお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（松川保博君） 安井議員の質問にお答えいたします。

介護保険のサービスを受けた場合は、保険対象サービス費用の9割につきましては保険で給付されております。残りの1割を利用者が負担することが原則となっておりますが、介護保険法第50条の中に、市町村は、特別な事情により1割負担が困難と認めた要介護者につきまして、保険給付率を9割を超え引き上げることができるとあります。特別な事情につきましては介護保険法施行規則に定められておりまして、弥富市におきましても、それに従いまして弥富市介護保険規則第10条の2の中の利用者負担割合の変更の中で、被保険者の方が震災、風水害等により被害を受けられた場合、また被保険者の世帯の生計を主として維持する者が死亡した場合等の変更給付割合を定めさせていただいております。さらに、内規を設けて、その他市長が必要と認めた方も定めさせていただきまして、住民税非課税世帯の1割負担の軽減に努めております。

そして、介護保険法の中では、利用者の1割負担に関しまして各種の利用負担軽減制度が

ございます。高額介護サービス費、高額介護予防サービス費がその一つです。要介護者や要支援者が1ヵ月に支払った1割の利用者負担額が所得区分ごとの負担限度額を超えた場合に、その超えた分が払い戻される制度です。

それから、特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費制度がございます。これにつきましては、所得の低い方が施設サービス、短期入所サービスを利用した場合、食費なり居住費について負担限度額が定められておりまして、超えた分について補足給付される制度でございます。

さらにもう一つございますが、社会福祉法人等による負担軽減制度でございます。所得の低い方が社会福祉法人等の提供する介護サービスを受けられたとき、1割負担と食費、居住費について軽減されるものでございます。

そして、今年度から始まる制度でございますが、高額医療費合算介護サービス費、高額医療費合算介護予防サービス費というものが新たに制度が起こされました。各医療保険、国保なり、後期高齢、被用者保険における世帯の中で、1年間で医療及び介護保険の両制度の自己負担があります世帯を対象といたしますが、その自己負担額の合計が負担限度額を超えたときに、その超えた分が払い戻される制度が新しく起こされたものでございます。

今御説明しましたように、介護保険ではサービス利用者の負担が著しく高額とにならないよう、さまざまな制度が運用されておりますため、弥富市におけます利用料の減免につきましては、いましばらく現状どおりと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 今、さまざまな減免について、あるからということでお話をいただきましたが、保険料の減免の内規がつくられまして、そのときは利用料について収入の整合性ということは検討されておられませんので、本当に利用料を払うのが厳しい方、いろんな立場の方がお見えになりますが、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

では、次の問題に移ります。

二つ目ですが、特定健診、がん検診などの健康診断についてでございます。

昨年4月から始まった特定健診、特定保健指導は国の医療費適正計画の中の事業で、2兆円の医療費削減対策として企画されたものであると言われております。市では健康増進計画、特定健診等実施計画、2008年から2012年度、生涯健康のまちづくりの中に盛り込まれております。

まず一つ目、特定健診、特定保健指導について質問をいたします。

本市の目標として、メタボリックシンドローム該当者予備軍を、2012年において2008年と比較して10%以上の減少率とする。国保加入者の特定健診受診率を2012年度65%を目指す。



国保加入者の特定保健指導について、2012年、対象者実施率を45%以上を目指すと目標を掲げております。平成20年度特定健診受診率及び保健指導の実施状況はどのようになっていますでしょうか、御説明をいただきたいと思ひます。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

民生部次長兼保険年金課長（佐野 隆君） それでは、安井議員の御質問にお答えいたします。

平成20年度から特定健康診査と特定保健指導が実施されたわけですが、その特定健康診査につきましては、国民健康保険の被保険者数7,427人に対して受診者数は2,313人、受診率といたしまして31.1%となりました。特定健診等の実施計画では30.7%を見込んでおりましたので、ほぼ計画どおりとなったものでございます。

特定保健指導につきましては集団的な講義形式で行いまして、この特定保健指導は、その指導期間が6ヵ月にわたる長期のものであります。実質34件指導を行いました、長期な実施期間によりまして、20年度と21年度にわたって継続的な指導をする方が多くあらわれまして、多くの方が21年度の実績に回ってしまいました。したがって、実質20年度は6件のみとなりました。34件行ったわけですが、この34件は全体の9.8%の実施率ということになります。事業計画は30%を見込んでおりましたので、これには遠く及びませんでした。平成21年度にはこの集団的な指導をやめまして、保健師による個別的な指導に切りかえました。これによりまして、その方々の実態に応じた指導に切りかえ、効果を上げたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） ありがとうございます。

特定健診の基本的な健診の項目を見ますと、便潜血が欠落しておりますし、眼底検査は、血糖、脂質、血圧、腹囲に異常値があり、医師が必要とする者しか認めない。これでは予防にはならないのではないのでしょうか。がんや心筋梗塞などは頭に置いていない内容ではないのでしょうか。平成20年度と21年度の検査項目に変化がございます。例えば眼科検診。視力、眼圧、眼底は昨年まではありましたが、21年度、今年度は検査項目に入っておりません。昨年なかった尿酸とか尿素、窒素、クレアチニンはことしは入っております。どこの、どのような判断で決められるのでしょうか。必要な健診は検査項目に入れるべきではないかと思ひますが、例えば眼科検診などは必要だと思ひますが、いかがでしょうか。お答えをお願いしたいと思ひます。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

民生部次長兼保険年金課長（佐野 隆君） それではお答えいたします。

まず、特定健診というのは、生活習慣病を発見し、特定するというのが目的となってお

ります。それから、従来の基本健診は、疾病の早期発見・早期治療ということを目的にしております。その根本的な違いの中でそういった健診項目が変わってきているということをまず前提としてお答えいたします。

それから、特定健診の検査項目については、20年度については国の定めた特定健康診査の中の基本的な項目としてそれが定まっておりますが、それからもう一つ、医師の判断による詳細な健診ということでも行っております。昨年度、20年度は制度の初年度ということもあり、過去の実績に基づいた詳細な健診はありませんでした、データがありませんでしたので。21年度においては、魅力的な健診とするため、海部医師会と相談の上、医師の判断で行う詳細な健診、貧血検査とか心電図検査でございますが、このような健診をすべての人に行う追加的な健診とし、さらに腎機能検査も導入しました。また、後期高齢者健診については、平成20年度においては生活習慣病の治療中及び投薬中の方については健診できなかったのですが、21年度については、愛知県の後期高齢者医療広域連合での担当課長会議で協議をし、投薬中の方や治療中の方も健診を受けることにさせていただきました。

それから、眼底検査につきましては、恐らく海南病院のことを言われてみえると思います。これにつきましては、20年度まで、制度の開始初年度ということで、従来の基本健診、要するに早期発見・早期治療という基本健診や人間ドックに倣い、すべての特定健診受診者に眼底検査を実施してまいりましたが、従来からの海南病院の行う疾病の早期発見・早期治療を目的とした人間ドックについては、現在もすべての人間ドック受診者に眼底検査が実施されております。しかしながら、生活習慣病やその予備軍を発見して特定することを目的とした特定健診では、眼底検査は、その特定健診の位置づけが医師の判断による詳細な健診項目ということでありますので、21年度については、海南病院の大量とも言える健診受診者の中から選別することが困難ということになりましたので、21年度については海南病院の特定健診において眼底検査を実施しておりません。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 眼底検査、眼科検診につきましては、例えば海部郡の医師会が必要と認められれば行えるものかどうか、この点についてだけお尋ねいたします。

それから次の問題ですが、先ほど御説明がございましたが、特定健診の保健指導はどのように行われているのか。以前のお話では民間に委託して行うとお聞きしましたが、実際にはどのように行われたのか。それから、今年度からは個別に保健師さんが指導をして行うというお話でございましたが、その点についてもう少し御説明をお願いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

民生部次長兼保険年金課長（佐野 隆君） 今、眼科検診を医師会で相談すればできるかということがまず第1にありました。

まず、特定健康診査というのは内科のお医者さんで健診するわけですが、市内のお医者さんの中で眼底検査ができる器械をお持ちの医療機関はごく限られております。ですから、眼底検査を同時実施するという事は難しいと考えております。現在、医師の判断による詳細な健診というのは、お医者様が、この方は詳細な健診が要りますから眼底検査をお願いしますということで、依頼せんという指導せんみたいなものをその受診者にお渡しして、その指導せんを持って眼科医さんの方に行って検査をしてもらってくるというような方法を海部地域ではとっております。ですから、一律にやるということがなかなか難しいような状況にあります。

それから、特定保健指導の状況でございますが、初めてのことでしたので、私ども特定保健指導のノウハウがございません。先進的な保健指導は、愛知県健康づくり振興事業団というのがありまして、ここの指導者の方というのは、国でいう特定健診を指導するくらいの立場の土田先生という方が見えますが、その方が見えるということで、ここに委託したものでございます。しかしながら、集団的に行うということは時間的な制約ということが多くありまして、御本人様方の都合に合わないということが過去にたくさんありまして、去年は実質そういったもので受診率が伸びてこなかったというのが現状でございます。こういうことから、私ども保健師と相談しまして、皆様方の都合に合わせた、こちらの方に来るもよし、それから御自宅に伺うもよし、その方々の都合により、大体保健指導は2時間ぐらいかかるんですが、そちらの方で随時やっていくと。早いものからどんどん指導に移っていくというようなことで成果を上げていこうとするものであります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 地域の実態をよく御存じの保健師さんが個別に指導していただける、これは大変いいことだと思いますが、ぜひそういう方向で進めていただきたいと思います。

最後でございますが、がん検診などの健康診断についての質問です。

各種がん検診等の受診定員が、平成21年度は20年度と比較しますと減っております。その理由について御説明をいただきたいと思います。

それから、生涯健康のまちづくりでは、がん検診は現状は平均受診率が9.8%、2012年には20%以上の方向となっております。今年度、がん検診は約12%定員が減っております。今、死亡原因の3人に1人はがんだと言われております。早期発見・早期治療にはがん検診が欠かせません。住民の健康を守るためにも、がん検診の定数をぜひふやしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

健康推進課長（渡辺安彦君） それではお答えします。

がん検診の定員につきましては、20年度の申込状況を見ながら21年度の定員を設けました。

希望者が多い女性のがん検診と、30代健康診査、脳ドックを増員させていただいたためでございます。女性のがん検診につきましては、今年度、個別検診に加え集団検診も取り入れ、増員して行っておりますが、さらにことし5月の国の緊急経済対策による補正予算により、一定年齢に達した対象者の方が無料で行っていただけるということになりまして、本市としましても来月から年度末にかけて行う予定ですが、延べ3,000人ぐらいの方に受診していただけるのではないかと考えております。

なお、今年度の個別検診の申込状況につきましては、受け付け期間を6月1日から9月30日までとしておりますが、現在、肺がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診がまだ定員に達していない状況であります。来年度につきましては、このような状況を踏まえ、定員設定を考えていきたいと思っております。

それから、健康増進計画の受診率20%以上へということでございますが、この数値につきましては大変重いものだと考えております。目標が達成できますよう、努力させていただきます。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） ありがとうございます。

9月4日の毎日新聞でございますが、人間ドック学会の報告が出ておりました。主に職場の保険組合の方を対象にした調査でございますが、健康な人の割合が10人に1人を切っている。ちょうど調査を始めた84年当時は29.8%、それから3分の1。健康である人の数が大変減っているという記事が出ておりました。それで、弥富市でもずうっと人間ドックとか健康診断、それからがん検診など続けていただいておりますので、健康な人の割合、精密検査を受けなければいけなくなった人の割合の統計をやっていただいているかどうか、ちょっと時間の関係でお聞きできませんが、やはりきちんとしたデータをとっていただきまして、住民の健康をいかに守っていくか、全般的ないろんなことを考えながら進めていただきたいと思いますし、私たちも協力をしていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に大原功議員、お願いします。

18番（大原 功君） 今回は衆議院議員の選挙がありました。これにつきまして、市民の方が自民党に票を入れていただきまして、心よりお礼を申し上げます。また、今後、民主党が政権をとって、子育てで月2万6,000円ということとか、それから年金が月7万円の保障、太陽光発電の補助金を3分の1をとということで、いい政策ができましたので、これが正しい政権でありますことを願って一般質問に入ります。

年4回の定例議会を2回にしたかどうかということでございますが、これは三重県議会の野呂知事が提案を議会にされて2回になったんですけれども、弥富市の市長として、経費の

削減とかいろんなものを考えての考え方を一遍お聞かせいただきたい。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

一つの考え方としては御理解させていただくわけでございますけれども、私ども地方自治体というのは、大きな仕事としては条例を定めたり、あるいはそれを改正させていただいたり、要領・要綱というものをお示しさせていただくということにおいて、大変大事な行政の役割があるというふうに思っております。また、こういったことにつきましては議会の議決案件でもございますので、そうした中においては速やかに議会の方に御承認をいただくということがとても大事じゃないかと思っております。そういった意味におきまして、今現在、年4回という形での定例会は妥当な回数であると考えておりますし、特に最近では、国の制度といったことがスピードを持って変更があるわけでございます。そうしたことに対して速やかに変更を実施していくことが、市民の負託にもこたえていく、あるいは市民の行政サービスという形で答えを出していくということに対して非常に大事だと思っております。時には臨時議会を招集させていただくというようなこともあるわけでございますので、私としては年4回というのは妥当であろうというふうに考えるところでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 三重県の知事は、みずから議会に提案をして、その中で可決をされて年2回ということになったわけね。それはなぜかということ、三重県は約200万人近くの県民の方が見えますが、そういう中で地域の安全性、あるいは福祉のことを、職員が行政の中で聞くだけじゃなくて、縁を回ったり、いろんなところのチェックをしたり、そういうことをするために経費削減ということでは言われたわけですね。

今回、市長も御存じのように、障害者雇用促進法というのがこの4月1日からできまして、301人以上は1.8が改正をされて、この4月からは101人から1.8ということだから、弥富市に障害者の方が何人、今雇用されておるのか聞きます。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

今、突然のことで資料がございませんので、調べて、回答できれば回答させていただきます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 法律は、もう4月1日から施行されておるんだね。だから、あなたたちが知らんということはないんだね。実際に弥富市でも300人近くの人がおるから、少なくとも7人や8人の障害者の方が弥富市の中で働くようなことをしなきゃいかんわけね。こ

ういうのもなしであって、改革は何だといったらまちづくりというのは、障害があった方でも、そしてまたお金がない方でもある方でも、お互いに助け合うということが大事なことだね。こういうことを含めて年4回のやつを2回にして、できたら、今、議会活動の報酬は月40万ですから、そこ中の10万を政務調査費、議会活動というふうにすれば、議会で本当に活動してみえる方は10万円入るから40万になるわけだけど、全くせんというふうになると、年間2,160万円ぐらいのあれになるわけね。それから市の方でも、定例議会に出席しないということになれば職員もいろんなところのクリアができたり、あるいはマーカーをつけたりということができるとはすけれども、この辺については市長が言われるのか担当者なのか、お聞きします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 今の大原議員の御質問でございますけれども、月額40万、弥富市議会議員の報酬でございますが、それを30万にして、月額最高10万円を政務調査費という形でつけていったらどうかという御質問でございます。

財政が大変厳しい時代であることは、私ども、そして議員の皆様も十分御認識をいただいております。地方自治法の規定によりまして、報酬と政務調査費というのは明確に区分されておるわけでございまして、報酬は支給していかねばならない。そして、その額、支給方法については条例で定めるところであるというふうに、報酬については規定がされております。また、政務調査費につきましては、条例の定めるところにより交付することができるということでございます。いわゆる条例で定める支給額というものについては報酬であるわけでございますが、政務調査費は交付額でございまして、別々に検討する必要があるかというふうにまず御認識をいただきたいと思っております。

そして報酬の額でございますが、議員御承知のとおり、平成19年7月に開催をさせていただきました特別職報酬等審議会の答申を私どもは受けまして、それを尊重し、同年9月に条例改正案を提案し、議会で可決していただいたところでございます。県内各市の支給額から見ても、私ども弥富市議会議員の報酬は妥当な額と考えておるところでございます。

そして、政務調査費についての私の考え方でございますけれども、近年、全国的にはその用途、あるいは交付額が社会的な問題にもなっているところでございます。議員も御承知のとおりでございます。そのため額を引き下げたり、廃止をしているというような市も見受けられるわけでございます。そうした状況を踏まえまして、私といたしましては議員報酬を削減し、その分を政務調査費に充てるという考え方は持っておりません。そうした中で御理解を賜りたいと思っております。また、必要な経費等につきましては、やはり報酬の中から活動費として生み出していきたいと考えておりますので、どうぞ御理解を賜りたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 先ほどの民生部長が答弁いたしました障害者雇用促進法の関係でございます。これは、私もすぐ思い浮かばなくて申しわけありませんでした。

市の職員といたしまして、教育委員会部局1名、市長部局2名の3名でございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 片方で国の制度で障害者雇用促進法という法律ができておって、こっちの方はいいよと。議員の方のやつは、こうやって地方自治法で決まっておるから報酬はこういうふうだよと。これでは、市民が聞いておったってちょっと難しい考え方が出ると思うんだわね。職員でもそうですけれども、戦後これは2回目だと思いますけれども、今度約2.4%下がるはずですね。そうなってくると、大体四、五年で30万から50万ぐらいの方が月額安くなっておるはずですね。これが今度また下がることによって七、八十万ということになったり、それから社会保険についても、市だから社会保険ね。私もそうですけど、会社がね。こういう方については7.5%ということで、月に大体8,000円ぐらいになります。それからもう一つは、民主党が言っている年金の7万円保障ということになると、今、自営業の人で大体月に30万の方では年金は1万4,800円ぐらいだと思っていますけれども、これが今度は7万円保障することによって月3万800円ぐらいになりますが、こういうことは間違いありますか、間違いはないですか。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

民生部次長兼保険年金課長（佐野 隆君） 大体そのくらいだと。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） ということは、自営業、零細企業の方にはかなりの負担があるわけね。我々議会は40万、報酬がね。これは正当なものだと市長が言われれば言われたとおりでもいいですけれども、私ももらっておる方ですから。社会的にそういうふうになってきたときには、議会もその分の提案をして、できたら下げると。

電気料金についても、これからは太陽光発電というのがあって、電気は、市長も御存じだと思いますけど3段階ありますね。1ワットアワーから200ワットアワーまでが17円05銭というふうになって、201ワットから300ワットまでは22円5銭ぐらいだったかな。それから、それ以上を超えたものについては、301からは22円80銭ぐらいになります。こういうふうになって、電気料金もかなりの分が高くなります。高くなるというのは、太陽光発電になったりして、この辺は中電ですね。中電が、電気を1キロワットアワー50円で買うわけね。こうなってくると、その負担というのは、一般家庭で1年間に使う電気料金が約7万8,000円ぐらいですね。これが今度は33万ぐらいになるという計算になりますけど、こういうのは間違

いないですか。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） すみません。電気料の関係ですが、ちょっと資料が手元にないものですから、またわかり次第答弁させていただきます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 今質問しておるのは、市民税の負担が多いから、できるだけ少なくするための、通告でこういう話が出ることは知っていたわけね。だから、あなたたちが教えてくれと言われれば私は教えんということはありませんから、この紙を上げて、ここに書いてありますから、このまま答弁してもらっても結構ですけども、やっぱり電気というのは、市長も言われるように環境に優しい。片方では優しくて、市民税とかそういう払う分は逆メリットが出ちゃうわけね。そういうのを含めてしないと、今言ったように、職員がわからんということ、暇がないからわからんわけね。もっと余裕時間を与えてあげて、8時間のところを6時間でいいよと。あとの2時間は自分たちのクリアをして、市民に安全対策をどうするんだということをやっていたら、もっとこういうことが答弁でもずっとわかると思うんだわね。聞く方がよく知っておって答える方が知らんでは、これは一般質問にはならんと思うんだね。この辺のところをやっぱり市長としては、職員が300人近くおる中で、私は社長ですからというけど。社長ですから、社長に聞いてもらえば、大体ガスのことについては従業員には全部説明させますけれども、市長の場合は職員の代表者だから、これがよう答えんということについて市長はどう思ってみえますか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大変、大原議員の御質問は難しいもんですからお答えしづらいんですけども、定例会におけます一般質問というのは、私どもと議会とのお約束事の中で、事前に質問については通告をしていただくということになっております。関連質問とはいえ、細部にわたりますところまで私ども職員が即座に回答することは少し難しい面もあるかと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、毎日の業務におきまして、職員はそれぞれの所管の中で市民の負託、あるいは市民のサービスという形で一生懸命仕事をさせていただいております。決して余裕がないわけではございませんけれども、そんな中で日々努力しておりますことも御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） そうしたら聞きますけれども、今、全国で生活保護者は約170万人いますけれども、弥富市は今何人ですか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。



市長（服部彰文君） 弥富市の生活保護世帯は、9月1日現在で126世帯でございます。延べ人数は170名ぐらいに上るかと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 母子家庭は何人ですか。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

民生部次長兼保険年金課長（佐野 隆君） 約500人ぐらいです。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 母子家庭は、かなりの分が毎年毎年ふえていっておるはずですね。下手すると、150人ぐらいずつふえていくような格好に今はなっておるわけね。だから、これから生活保護にしても、今、市長の言う170人じゃなくて、200人ぐらいの方が、この10月以後になってくると、かなりの企業にとって保険とかこういうものにあって、だんだんやっていけなくなる。

それから、この辺では中電の場合は火力発電が多いもんだから、なかなかCO<sub>2</sub>は削減できんけれども、原子力発電だと大体16%から22%ぐらいの二酸化炭素がなくなるわけね。こういうのも含めて、だんだんこうやって温暖化やいろいろなものになってくると、そういうものが出てくることによって、もう日本で製品をつくると赤字になっちゃうから、海外へみんなどんどん行っちゃうと。新聞にもそう書いてあったけれども、弥富市は弥富市の中でどういうふうに地方分権としてそういうのをやっていくかということは、市長が考えればいいことなんだ。地方自治法やそんなことじゃなくて、弥富市の中の考え方を聞かせて、弥富市の中でまちづくりをつくらなきゃいかんと思うんだね。そういう点については市長は、まちづくりとか、何々づくりということとか、市民参加というふうになっておりますが、市民参加というのは市民の発言があって市民参加になるわけね。一方的に市長が来て、どこどこで21分あいさつしたって、これはなかなか市民参加にはなりません。この辺については、市民参加というのはどういう意味で市民参加か、一遍お聞きします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

この問題につきましては6月議会でも御質問を受けた経緯がございますけれども、私としては市民参加というのは、市民の、さまざまな行政の推進に際して正しい意見をちょうだいするという中で、一緒になって、協働の精神で物事を進めていくということに基本を考えておる次第でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 市民参加というのは、今市長の言われるとおりだと思いますね。そういうことについては、やっぱり市民が今は本当に苦しい。住宅もなくて、障害者について

も雇用していただくところもなし。また、老人の方についても老人施設もない、グループホームもないということね。他町村に行って保護してもらわないかん。そうでなくて、弥富市に住んでいるなら弥富市の人で見てあげるといふうになれば、年配者にしても、きょう新聞紙上に中山さんのところの人が載っておったね。そういうふうで、私らも一々新聞については目を通しながら、市長はどういうふうにやってみえるんだとか、弥富からどういう選手が出ておるのかということをチェックする。それは、本当に弥富市の方が公平で、市長が面倒を見てきちっとやってくれるから、子供さんだって高校へ行ったり、あるいは大学へ行ったりということとか、それから子育てについても、赤ちゃんを産んでも住宅がないがやと。これでは子育てをしておたってできんわけね、住む家がないから。お金をいただいても住む家がなかったら何にもならんわけね。だから、そういうのについても、やっぱり財政を切り詰めて、そして前も言ったように市営住宅をつくるとかいうふうにして、できたら地域の人々が地域に住めるようにせな、今では名古屋市まで行かんことには住宅がないとか、どこの市まで行かな、ないということが多いですから、こういうのを市民の声として一般質問としてやらせていただいておりますから、市長として、地方自治法でこういうふうに決まっていたから、提案については、これは妥当な給料だとか報酬だとか言われるなら、先ほど言った、何遍も言うけれども、障害者の方がたった3人だと。少なくとも七、八人は弥富市としては雇わなきゃいかんことになっておる。この法律はどうなっていますか。国の法律は破っても、地方自治法というのは破ってもいいですか。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 障害者雇用促進法については、極力その法律に沿って進めておる状況の中での結果でございますので、よろしく申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 私の聞いておるのは、地方自治は地方自治法、団体になっておるわけね。片方は、国の制度で法的に保護されておるわけね。その違いというのは、片方で地方自治の方は破っても、国の法律も片方で守らないと。地方自治の方は、給料とかこういうやつについては妥当だから守りますということになっておりますから、ここの違いはどういうふうですかということ。国の方の法律は雇用促進法があって、今、101人からは1.8人以上じゃなきゃいかんということになっております。間違っておったら間違っておると言ってくださいね。そういうふうになっておりますから、それを守らずに片方で3人しか雇わないと。弥富市だと大体300人近くいるんだから、少なくとも七、八人の方は雇用しなきゃいかんことになっているんだね。それが3人ということは、片方の国の法律は破っておいても、地方自治法の地方公共団体の方については、議員の報酬は妥当だといふうな違いというのがあったら教えていただきたい。

議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） 今の件についてお答えさせていただきます。

地方公共団体、民間も含めてでございますが、障害者の雇用の達成率をカウントするとき、重度障害者につきましては2とカウントすることが書いてございます。ですから、うちは3人と申しましたが、その中に重度障害者の方も入ってみえます。したがって、国の示す率を数字的にはクリアしているというふうに考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） そうすると、3人ということじゃないというわけね。

議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） 一人一人の数としては3人でございますが、重度障害者につきましては1人を2として勘定できるということで計5人というふうに、数字のマジックみたいな形になりますが、そういうふうな形になっておるといふふうに解釈しています。

18番（大原 功君） 3人だったら2人足らなくなるね。

総務課長（佐藤勝義君） それは、3人の中に重度障害者の方がお2人お見えになりまして、その方は1人で2として勘定できるということになりますと、実人数は3人でございますが、制度上、それを5人としてカウントできると。法律上のことでございます。そういうことで、実人数は3人だけど、法律上の数字として5人にカウントできるという形でやっているところでございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 職員は何人ですか、今。パートの人も含めて。何人でやって、1.8の計算でできますか。

議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） 今、私の方でパートの人数まではちょっと掌握しておりません。それで、その比率を算定する上においてはあくまでも正職員の中で、さらに特殊な保健師とかを抜いた数字で、あと教育委員会の部局と市長部局をそれぞれ別の組織と考えまして、それぞれ大原議員がおっしゃられますような率をクリアしているかどうかということを決まりがあります。それで、議員がおっしゃられている人数はクリアしておるといふことでございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） わかったような、わからんところもあるけれども、パートの人は別個、また学校の方は別個というふうに考えると、実際に弥富市がお金を払っているんだから、全体的な計算にしないといかんと思うけど。私の考えだよ。パートの人だって弥富市の税金で支払っているんだから、それはみんなその中の人数として、雇用保険も全部使えるよ

うに今はなっていますから、入れるようになっていきますから、全体的に計算をしないと、こっちは人は全部して、こっちは人はこういうふうと、いいところだけはこういうふうだよとなっちゃってはちょっと考え方が私と、市長も先ほど難しい質問だと言われるけれども、私は中卒ですから市長と違って頭が悪いから聞くんですけれども、こういうことをやっぱりこれからはクリアをしていただくようにしないと。これについてはもういいから、次に入ります。わからんことを聞いておたって全然進まんから。

国民健康保険の税率について、今、市は資産割と所得割をしておるわけですね。資産割については、固定資産税で1回税金を取ったんだから、資産割はなしにしたらどうですか。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

民生部次長兼保険年金課長（佐野 隆君） 大原議員への御説明を加える前に、先ほどの母子家庭のことをちょっと訂正させてください。

500人と言いましたが、19年度で662人であります。17年度が614人ですので、ほぼ横ばいに動いています。

今度は国民健康保険のことで御説明させていただきます。今の現状ということをまず御説明させていただきます。

国民健康保険税の資産割、要するに税の賦課ということなんですが、地方税法では国民健康保険税の課税の区分として三つの方法を定めています。弥富市の場合、国民健康保険税の区分は、所得割、資産割、1人当たりの均等割と1世帯当たりの平等割ということから成っておりますが、そのほかもう一つの方法では、資産割をなくして所得割、それから1人当たりの均等割、世帯当たりの平等割という課税の方法と、あと一つ、1人当たりの均等割と所得割のみ課税する方法があります。この所得割と1人当たりの均等割のみという方法は、名古屋市や後期高齢者医療制度の方がこの方法をとっておるわけであります。

愛知県内の市町村を見てみますと、主に弥富市のように資産割を賦課の合計の中に入れ込んで賦課している市町村も多くありますが、かといって資産割をなくしている市町村、これは市町村と言いましたが町村はありません。すべてが市ですが、7市あります。御質問の資産割については、資産割は固定資産税にかけるんですけれども、この固定資産税の段階において、小規模な宅地であったり、居住用の建物であったりといったところについて特例がありまして、既に固定資産税の段階で小規模住宅、あるいは住宅用地といったところで3分の1になったり6分の1になったりといった特例を受けておりますので、固定資産税そのものが安くなっているような状況になっております。それに税率をかけるものですから、必然的に国民健康保険税も安くなっているわけですが、19年度まででございますが、資産割の税率については、医療分と、介護分と、あわせて固定資産税額の40%を国民健康保険の税額の中に資産割として入れておりました。20年度から後期高齢者支援金ということで制度が変わり

まして、これにあわせて区分の配分も変わりました。固定資産税額の従来40%であったものを25%ということで、大幅にその割を引き下げたものであります。今後も状況を見きわめて、税率改正のときには総合的に検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） そうすると、今言う資産割と所得割と人口割と世帯数といった四つですと、例えば賃貸住宅に住んでみえる人は資産割はないと思うんだけど、ありますか。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

民生部次長兼保険年金課長（佐野 隆君） 賃貸住宅にお住まいの方は、資産割はございません。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） そうすると、もう固定資産税で税金を取っているんだから、例えば180平米以下か65坪ぐらいの方についてはもう資産割をなしにしてやる方法とか、今言ったようにどこかでやっているというから、よその地域がやっておれば、弥富市だってできんことはないと思うんだね。そういうのを、いいところをなぜ早くまねをせずに、今あなたがそういう報告だけしたのか、この辺のところをちょっと聞きたい。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 私の方からお答えをさせていただきます。

資産割の件でございますが、今私どもとしては、この資産割の比率をなくしていくということになると、大変な不況下における安定的な財源を確保することができないというふうに考えるわけでございます。といいますのは、100年に1度というような不況下でございます。所得が伸びていないわけでございます。資産割をなくした場合は所得割の方に依存せざるを得ないというような状況にもなってくるわけでございますので、そういった中では国保における一つの大きな財源としてはますます必要になってくるであろうというふうに思っております。

今、私どもといたしましては応能・応益という形で行っておりますけれども、資産割に対しては固定資産税の17%という形で税をかけさせていただいております。また、所得割におきましては3.3%という形でございます。こういった比率の中で変更せざるを得ない、そして国保の安定的な運営をせざるを得ないという状況でございますので、十分御理解も賜りたいと思います。国保運営が大変厳しい状況にあることは、議員も御承知のとおりでございます。少子・高齢化という中で高齢者に対するセーフティーネットというような意味においても、資産割をなくすわけにはいかないと考えている次第でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 今、弥富市は財源が厳しいと言うんですけれども、海部郡の中では飛島と弥富だけが湾岸を持っておりますね。そして、バースを持っておるわけね。大体、年にとん税とかそういうのが1億5,000万ぐらい。そして、第3バースができると大体4億ぐらい入るような予定であると思いますね。これについては、弥富市がバースをお金を出してつくるわけでも何でもなし、それから企業融資についても、かなりの企業の方に固定資産税をまけておるから、この分をいただければ、資産割みたいなのは大した金額でもないし、市長が市民に豊かな生活をさせようと思ったら簡単にできると思うけれども、その金額については違っておるか違ってないかお聞きしますから、担当者の方でも市長でもいいから、幾ら企業に税金をまけているのか。それから、とん税は幾らあるんですか。その合計は幾らですか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

通告にない質問が大変多いので、少し困惑するわけでございます。通告に従いまして、私どもは所管の担当が来ている次第でございまして……。

〔発言する者あり〕

市長（服部彰文君） 私の方からお答えさせていただきます。

とん譲与税でございますけれども、この10月には第3バースの起工式を行うことが決定しております。国土交通省の御尽力に対して、また先人の皆様の御尽力、あるいは関係者の皆さんの御尽力に対して心から敬意と感謝をするわけでございますが、現状では平成20年度では1億5,000万弱でございまして、先ほど議員がおっしゃる4億には相当遠い将来としか思えないわけでございます。しかしながら、ことしから金城ふ頭におけるコンテナをすべて私ども鍋田ふ頭の方で取り扱いをさせていただくことも決まりました。そうした中で、大変厳しい世界じゅうの経済状況ではございますけれども、このとん譲与税に対する期待値は非常に大きいものがあるということ申し上げておきます。

それから、固定資産税の減免の企業誘致でございますけれども、これは平成22年が私ども最大のピークになろうかというふうに考えているところでございます。その額はおよそ4億というふうに私は理解しているところでございます。もし間違っておりましたら後ほど訂正させていただきますけれども、4億ほどでございます。これを一つクリアすれば少し財政的には楽になるわけでございますけれども、一方、法人税の減額というようなことも当然この不況下の中ではあるわけでございます。そうした中では、そんな勢いよく私どもの市税全体が大きく伸びるということは到底考えられないわけでございます。これからも自主財源の確保と同時に、無駄遣いをしていかないという徹底的なコスト意識を持っていかなきゃならないというふうに考えている次第でございまして、以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 2バースで大体1億5,000万ぐらいじゃないですか。そうすると、3バースできるからもっと上がると思うんだけど、今までだと2バース、今度3バースになるから、かなりの貿易が、今は飛行機より船の方が安いということで、多分進むというふうにも聞いております。

生活が今本当に苦しいというのは、先ほども言ったように、いわゆる零細企業をやっている人が、月30万の所得のない人が30万800円も払っておいたら、とてもじゃないけど生活ができないようになっちゃうね。市の場合とか我々会社の場合は半分負担をするからまだいいけれども、あの方たちは全く全額出さないかんだ。そうするとなかなか、さっき言った電気料金にしても基準があるので、やっぱり早くフォローをしてあげる。病気になってからお医者さんにかかるんじゃなくて、さっきも言われたけど、健康診断やそういうものを早く、一步一步進みながら、急に病気をすれば医療費だってようけかかります。だから、毎月毎月、毎年毎年、きちっとコンスタントに見てやれるようなことをしていくためには、やっぱり生活がえらいからなかなか病院に行けない。行けないから、もう重病になってから行ったら、それこそ何百万、何十万と取られるようになっちゃうわけね。こういうことも市長としてもやっていくと、皆さんはみんな市長の子供さんと思っていただければいいんだから、市長は子供のためだったらやってあげてください、これからね。

これで2番目が済みまして、3番目は開発部長、6月議会の中では、工事費が上がったときには再度検討させてもらうという話だったけれども、これについては恐らく私の感じでは、そういう相談のあったときには、例えば30年間返還の場合は金額的には157円50銭でいいんだけど、これが償還期間が延びれば、金額はそのまま年数だけ延びるという計算と違っていいのか、思っていないのか。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ただいまの大原議員の御質問でございますが、私どもがさきの議会において使用料157円50銭というのを決めさせていただいたと。これは、今の事業計画の中にもたれての話でございます。これについては、実質それが延びるか延びないかということでございますが、事業の延び云々も影響がなきにしもあらずかもわかりませんが、私どもの試算において、今、ここの中で市内全域を網羅するこの公共下水道事業に対してやっておるわけございまして、これはそのままの料金で行けるといふふうに私どもは踏んでおりますので、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 6月に事業費が駅の方だと大体このくらいかかるよということをやったら、あなたが、工事費が高くなったときにはもう一遍議会と相談をしようと言ったから、

そうなると30年償還やら35年で157円50銭をやらないと、上がったからそこで180円とか190円になったらいかんから私は聞いておるわけね。

それからもう1点は、今、流域下水を進めておるわけね。進めていくと水路には水がなくなっちゃうわけね、これから。大体、天水だけだからね。そうすると、弥富市の金魚というのは有名だから、水路に泳ぐことができないけれども、こういうのに対してはどういうふうな、木曾川の水を入れて水路を補完するのか、火災に遭ったときのために水を張っておくのか、この辺の2点を聞きます。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ちょっと私の方の答弁が交錯しておれば御訂正をさせていただきたいんですが、さきの議会の中でもお話ししましたように、事業費的には私は今の中で行けると。たまたま期間が延びていくとかいうようなことが出てくれば、また大幅な事業費的な伸びが予想される場合につきましては、やはりその都度の財政計画の見直しといったことも実施していかなくちゃいかん。そうした場合については、議会の皆様方にもお諮りをして対応していきたいというふうに申し上げたという記憶でありますが、ただ言葉足らずの点があったら御容赦をお願いしたいと思います。

それからもう一つは、今の市街化区域の中において公共下水が完備されれば、雨水のみだと、あとは干上がってしまうからどうするんだという話でございますが、現実問題としまして、今現在も木曾川用水の方から市街化区域の方には一部水を入れております。これは、市街化区域内での金魚養殖、また水田の水稻の栽培といった中で期間的には水を入れておるわけでございますが、すべてそういった水路が完全に干上がることを想定するということになりますと、やはりこれは収穫期以降、冬場ということになってこようかと思えます。今の防火面だとか、そういったもろもろのことに関しましては、市街化の中におけます消火栓の管理といった中での対応となってこようかと思えますが、ここの水路につきましては、ある程度の水位的なものは、この冬場ぐらいまでの間は、中には枯れるときもあろうかと思えますが、そういったことの中での動きが出てくるだろうというふうに私は思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 今あなたが言われたように、金魚とかそういうやつはパイプラインとかいろんなもので中に入れていいんだけど、水路の中は天水だけだから、そういう中で枯れたりなんかして、今あなたも言われたように、冬場に水がなければ、当然冬というのは火災も多い時期だから、こういうときに対して水路の中にある一定の水を張ってあげるか張ってあげないかということを知りたいと聞いただけで、そんなことは考えていないよと言えばそれでいいよ、別に。それだけのこと。



議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） この水につきましては、やはりこれも木曾川用水との兼ね合い等もございますので、そういった清流を流すことに関しては、そういった機関とも一度お話をさせていただきたいというふうに思っておりますので、お願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 1時間半近くなりましたので、ここで暫時休憩をいたします。2時40分に再開いたします。

~~~~~

午後2時28分 休憩

午後2時40分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に小坂井実議員、お願いします。

4番（小坂井 実君） 4番 小坂井でございます。

一般質問、通告を少し順番を変えていただきたいと思います。アイウエとありますところの2番目と3番目、イとウをすみませんが順番を、どうも質問の流れといたしましてその方がいいかと思ひまして、変更をお願いいたします。

それでは本題に入ります。

弥富市の地域防災計画についてでございます。

おととい、弥富市の総合防災訓練が実施をされました。伊勢湾台風から50年、半世紀がたったわけでございます。あの当時は私が小学校5年生、10歳でございました。そして私が今還暦を迎えましたので、やはり50年たったなあと感慨深く思っております。本当にあのときをきのうのこのように思い出すわけございまして、あのときの子供心に恐ろしかったことは本当に忘れることはできません。そして、恐ろしいだけではなくて、多くの皆様がそのときに命を失われた。本当に悲しい目に遭われた御家族もこの中にもあるかもわかりませんが、そしてことし金婚式を迎えられます方は、やはり伊勢湾台風の年に結婚をされた。そういう50年でございます。あの災害を二度と繰り返さないためにも、弥富市の防災訓練、皆様、大変御熱心に実施をされて、役員として出られた方も中にはたくさん見えたと思ひます。大変暑い日ございまして、炎天下で防災訓練を受けて、また実施されておられた方に本当に後で申しわけなく思ひました。終わりました最後に教育長が、これで終わりますと言われたときに、市の職員の皆様もテントの中でも立っただけじゃありません。私は反省をいたしました。うちを出るときによそへ寄ってきまして、あんならテントの中で座っておるだけやろうと。確かにそのとおりで、座っておりました。大変申しわけなく思ひました。来年ございましたら、たとえテントの中でも起立をいたして迎えたいと思ひて反省をいたし

ております。

それでは本題に入ります。

ことしの3月に弥富市より、市役所の方の発行ということでございましたが、弥富市地域防災計画という、このような厚い立派な本をいただきました。総ページ数348ページ、本の厚みが19ミリでございます。そして、弥富市防災会議、発行が弥富市でございますが、内容はどうも県がつくられて、弥富市の名前で発行されたと。中を見てみますと、この中は災害が起きた後の対応がほとんどでございます。防災と名はついておりますけど、災害を少しでも小さくしようという計画と思ってもよろしいかと思いますが、その中の300ページに、最初にこの質問項目に書きました重要水防箇所というところが載っております。その中には木曾川の左岸堤の、前にも質問したことがあると思いますが、漏水箇所が載っております。

少し取り上げますと、漏水箇所が3カ所、五明町、川平から愛西市森川町までが1,110メートル。それから、弥富市小島町下新田から五明町、川平までが1,480メートル。そして、前に取り上げました小島町下新田、これは少し対策がなされたということ伺いましたが、これは漏水、水が漏れておると。これが80メートルでございます。漏水など本当を言ったらもってのほかでございます。もしかしら堤防の中は千畳敷で大きな穴になっておるかもわかりません。その点は調べてあるかどうかわかりませんが、どの程度の漏水かわかりません。どうも県の方の調査でございますので、弥富市の方にしっかりした内容が伝わっておるかどうかわかりませんが、もちろん漏水なんてとんでもない話でございます。

それから、木曾岬町加路戸から弥富市小島町850メートルは堤防高が不足と。つまり、木曾川グラウンドの辺が堤防の高さが足りないということが書いてございます。それから、五明町内、川平外から愛西市立田町松田までは堤防の断面が足りないと書いてある。それが3,110メートル。断面が足りないということは堤防が細いということなんです。細くて低いのか、平たくて低いのか、何しろ断面が足りない。バームクーヘンがようかんぐらいの太さしかないかもわからない。これももってのほかだと思っんですがね。

あとは工作物。近鉄あるいはJRの工作物のところも、これが障害になって重要な水防箇所であるというふうに載っております。

それから、私、水防議員を仰せつかっておりますので、水防組合の方からもこのような冊子をいただいておりますが、この中には弥富市だけにとどまらず、愛西市がかなり載っております。そこも、ほとんどが漏水箇所でございます。町内は言いませんが、1,560メートルと1,110メートル、1,390メートル、1,150メートル、160メートル、680メートル、200メートル、40メートル、70メートル。これを足したら半分はどこかで漏れておると、幾ら愛西市が長くても。

そのような現状であるということ念頭に置いて、木曾川は1級河川でございますので、

弥富市独自ではさわれないことはよくわかっております。しかし、木曾岬は見上げるようなスーパー堤防をつくってまいりました。そして、ここから愛知県ですよ、弥富市ですよということで、ぶつっと切れておる。そして、それから堤防が低いと。木曾川グラウンドを堤防より高うしちゃったらいかんがね。低かったら、それぐらいの覚悟で事に当たっていただきたい。

また、旧鍋田川の堤防を木曾岬側も弥富側も残しております。したがって、木曾岬町には水はほとんど入らない。どこで切れても入らない。愛知県と合併したい、弥富市と合併したいということで立派な堤防をつくったかもわかりませんが、本当に対応がよかったのか。残念ながら落ちてしまわれましたけど、あれに続いて立派な堤防をつくっておったら結果も変わってきたかもわからない。それぐらいの国の施策でございますので、今ここで弥富市で堤防をつくれということは言いませんけど、市としての対応をどのように、例えば陳情書を出したとか、そこらのところがありましたらお聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） それでは、小坂井議員の御質問にお答えさせていただきます。

弥富市の地域防災計画につきましては、先ほど議員がおっしゃられました海部地区の水防事務組合の水防計画、それから愛知県の地域防災計画と計画内容につきましては整合性が待たせてあります。木曾川水系の重要水防箇所につきましては、国土交通省木曾川河川事務所の資料をもとに指定がされております。重要度Aにつきましては、水防上、最も重要な区間、重要度Bにつきましては、水防上、重要な区間を示しております。当市における木曾川左岸堤漏水堤防断面对策としては、平成20年度と今年度の継続事業であります。五明築堤護岸工事が進められております。これらの対策につきましては、毎年実施しております国土交通省、木曾川河川事務所との事業連絡調整会議でもお願いしておりますが、重要度Aを中心に早急に対策を講じていただきますよう、引き続き要望してまいります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） 漏水、水が漏れておると。私、田んぼの水係で、水を見回っております。きのうまでは、モグラの穴からちょろちょろと水が漏れておった。明るる日に行ったら、もう土手が崩れてしまうぐらい大きな穴になってしまう。それぐらい水の力がすごいものなんです、これはまた水防組合で今度お聞きしようとは思っておりますが、平常で漏れておるのか、木曾川が増水したときに漏れておるのか、お聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） ここに上げてあります理由は、漏水の危険度が高いということで示してありますので、ちょっと具体的にどこがということは申し上げるこ

とは私としてはできません。

議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） 水の力というのはすごいもので、もし普通の水位で漏れておるようなことがございましたら、木曽川が、この間の防災訓練の中にもございましたが、警戒水位を突破したらすごいことになってしまいますので、早急に陳情なり、陳情するところがなくなってしまったかもわかりませんが、ひとつぜひ対策を立てていただきますようお願いします。

それでは関連でございますが、今順番を変えていただきました弥富市のハザードマップについてお伺いをいたします。

弥富市よりいただきましたハザードマップ、これは弥富市全戸に配られたものであると思いますので、見られた方もあると思います。ほとんどの地域が水色に塗ってある。だから、水害が起きた場合には全部のところの水の下ですよという意味なんですね。この中に家屋のイラストがございまして、1メートル沈むとここまでと。2メートル沈むと1階の軒下が沈みますよと。水が来ますよと。5メートルだと2階の真ん中辺まで来ますよということが書いてございますが、この水色で塗ったところが、木曽川が切れた場合と海岸堤が破堤した場合とはまた違うと思いますが、例えば木曽川が愛西市、ずっと上で切れますと、海の堤防が切れたときよりも1メートル、2メートルと水かさが増えるはずだと思います。そうなった場合には下の海岸堤を破って水を出さんことには、深くなってどうにもならんという事態が起きると思います。

そして、地域によっては伊勢湾台風から2メートルも下がった箇所があるということを知っておりますが、ところどころに伊勢湾台風浸水位という標識がございまして、あれから地域性によってはほとんど変わっていないところもあるかもわかりませんが、2メートル、2.何メートル、まちまちでございます。特に、私どもが住んでおるところは十四山で一番低うございました。ということは、弥富市でも一番低うございます。そして、またその中でも、因果関係はわかりませんが、長島温泉、あるいは富吉温泉、尾張温泉を結んだ線が幅二、三百メートルで余分の下がっておるようなわけでございます。これは、田んぼに水を入れたときには必ずわかります。

したがって、一つ提案でございますが、各地に防災無線をつくっていただきました。必ずどの集落にも、全部のところに聞こえるようにということをつくっていただきましたが、あのポールに例えばここが海拔ゼロメートルですよという看板というか、わかるように、そうすれば自分のところがどのくらい水が来るだろうかと。海岸堤が切れたらここまで来るのかと。そうしたら、2階におっても危ないんじゃないかというような事態になるかもわかりません。昔の伊勢湾台風の浸水の標識は今では役に立たんと思います。したがって、そ

ういものを市の方でひとつ考えていただくあれはないか、お伺いをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 小坂井議員の御質問にお答え申し上げます。

大変示唆に富む御質問だと思っております。ハザードマップをそういう形の中で全戸配布させておるわけでございますので、同報無線のポールは約90本ございますので、その地域その地域にほぼ1本ずつあるわけでございますので、そういった中においてゼロメートル表示をするということは大変いいことだと思っております。前向きに検討していきたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） ぜひよろしくお伺いをいたします。

それから、戻るわけではございませんけど、木曾川の堤防の舗装していない部分、あそこに車を通したら少しでも地盤が固まるというか、車を通した方が堤防のためにいいんではないかと思うんですが、前にもそれはお伺いしたんですが、1級河川ということで認められないようですが、何か陳情するときにございましたら、交通安全上よろしくない、防犯上よろしくないかもわかりませんが、できることなら堤防は車を走らせた方が私は丈夫になっていいと思うんですが、その点も一つ申し添えます。

では3番目に、弥富市役所被災時のバックアップ体制についてお伺いをいたします。

去る8月9日の台風9号豪雨による兵庫県佐用町の役場の被害がテレビで映されておりました。1階は泥の海でございました。役場の執務は、今は2階で行っておると。手がつけられないというテレビ報道でございました。やはりこの市役所も、水害が起これば1階は浸水するのではないかと。また、風水害のみならず、地震が来て、今このときに起きてつぶれるかもわからないと。そういうことも考えまして、そのバックアップ体制、災害のときの対策ということで市はどのような手を打たれておるか、お伺いをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） それではお答えします。

被災時のバックアップ体制につきましては、風水害、地震を問わず、当市におきましては海拔ゼロメートル地帯ということでもありますので、災害対策本部、それから無線関係設備につきましては市役所の2階としております。また避難所等も、鉄筋コンクリートづくりとか、2階で市の公共施設が避難所になっております。弥富市役所が被災したときにつきましては、同じような機能を持っております十四山支所の方でも無線室とか会議室がございまして、そちらの方に災害対策本部を設置し、対応してまいりたいというふうに思っております。

議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） その十四山の方も2階でございますか。十四山の方も、水害が起き

れば退避的にはいいかもわかりませんが、1階は水につかると思われます。それが2階に設置してあるということになれば、その点は安心と言ってはいけませんが、それを利用することのないように願うこのごろでございます。

では、4番目の質問に入りたいと思います。

緊急地震速報についてでございますが、前にありました相模湾で起きました震度6の地震のときに、実際に起きてから16秒後に東京で揺れたと。例えば東海地震、あるいは東南海地震が起きたときにも、たしかこの弥富市の緊急地震速報というのが流れるということを知っておりますが、実際それは知らされるわけですか。それをちょっと伺います。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） お答えします。

緊急地震速報につきましては、気象庁のデータが気象衛星を通じて自動的に放送される仕組みになっております。東海地震につきましては地震の予知ができますので、予知情報も含めて震度4以上の場合に放送されるシステムになっております。

なお、8月11日の地震につきましては、誤報といいますが、最初は震度4ということで流したわけでございますけれども、そのとき部長級の職員とか防災安全課の職員が非常配備態勢で駆けつけたんですけれども、当市における震度については3.1ということで確認をして、市長に報告して解散したという状況でございます。

議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） もう一遍、伺います。

緊急地震速報は、いつも放送されます「広報やとみ」ではなくて、本当に今起きましたよというのが来ますか、その気象庁の。例えば東海地震が起きて揺れが来るまでの間に、同報無線で通報は出ますか。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） 地震の、「アラートというんですけれども、これについては現在あまり有効ではないです。はっきり言って、これで対応できるものではありません。

議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） そうではなくて、流せますか流せませんかということなんです。そういう対応、同報無線をしていないんですか。するとかしないとか、するという話じゃなかったですか。

議長（黒宮喜四美君） もう一度、防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） すみません、ちょっと取り違えていまして、予知につきましては、そういう体制に……。

議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） この前テレビを見ておりましたら、緊急地震速報、どこかで気象庁からの、実際、今地震が起きましたと。それを、揺れが来るまでにサイレンを鳴らすとか、同報無線でやるというシステムがあるはずなんです。テレビ局なんかはみんな入れておるはずなんです、それを。だから、それが入っていますかと、弥富市として。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 今、小坂井議員のおっしゃられるのは、報道機関で音のアラームといいますか、海底で地殻変動が起きた段階で、揺れが起きる前に即座に放送できるという、その装置だと思っておりますが、先回の静岡沖地震で、この今の同報無線については震度4という誤った数値でありましたが、ラジオでは揺れが起きる前にそういうものがありまして、同報無線では今回の地震では作動しませんでした、作動するようになっております。

議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） プレートがずれて起きたというときに、海底にそういう装置が備えてあって、前もって現場で今起きたというのをすぐ知らせてくれるという、今あれがあるでしょう。それが同報無線に同調しておれば、揺れる前に知らせることができるんですよ。弥富市はそれはないでいいわけですね。揺れてから、地震が今起きましたと。震度幾つでしたよというのは「広報やとみ」で入るわけですね。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長、そこのところを詳しく。

総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） 地震の関係につきましては、例えば東海地震等、その他東南海地震、南海地震、海溝型の地震ですけれども、東海地震につきましては、それぞれ観測地点が設けてありますので、あらかじめそういうところで異常があった場合、地震が来るおそれがある場合については、予知情報ということで流すことができるようになっております。

〔「発生したときに、何秒か前に」の声あり〕

総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） ちょっと難しいですね、今の体制。観測情報のことを言ってみえる……。

議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） だから、弥富の同報無線が出せますかと。というのは、大抵地震は夜中とか、みんなが寝ておるときに多いんですよ。目を覚ますだけでもいいんですよ。ガスを切りに行くだけでもいいんですよ。揺れる前にそういうことができたなら。だから、気象庁のやつにつながっておれば出るはずなんです。それがつなげてありますかと。予知じゃないですよ。

議長（黒宮喜四美君） 執行部の方、ちょっとまとめてください、答弁。

4番（小坂井 実君） また今度聞きます。その点は調べてください。

それに関連して、さっきも申しました「広報やとみ」、この辺は「やとみ」と言うんですけど、あれはちょっと改善していただきたいですね。あれは非常に聞き取りにくいんです、男の方の声で。したがって、女性の声で早急に吹きかえていただきまして、よく聞こえるようにひとつ改善をしていただきたいと思います。それをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 市側、小坂井議員の質問は終わりましたが、統一した答弁をしてください。

それでは総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 小坂井議員の御質問の中で、地上の揺れの前に発信できるかというのは、ちょっといろんなケースがございまして、また次の全協で、いろいろ分類しまして報告差し上げます。よろしくをお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 発音の関係。

総務部長（伊藤敏之君） 御指摘のものにつきましては、昨年の議会からお聞きしておると私も聞いておりまして、早急に業者の方等、やれという指示をしておりますが、なかなか男の方の発音というのは、低音というか、周波数がかなり低いということと聞きづらい。また、「広報やとみ」の発音が、しゃべってみえる方がこの地域の方じゃないでいうことで、かえる方向で現在早急に進めておりますので、もうしばらく御辛抱をお願いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 次に炭竈ふく代議員、お願いします。

2番（炭竈ふく代君） それでは、通告に従いまして1点目に女性の健康、がん対策について質問をいたします。

前回、6月議会で私は、緊急経済対策における女性特有がん検診推進事業について質問させていただきました。一定の年齢に達した女性に対する乳がんと子宮頸がんの無料検診の事業でございますが、20歳から40歳までの方への子宮頸がん、また40歳から60歳までの方へは乳がん、それぞれ5歳刻みの年齢対象者には、検診手帳の交付とともに、がん検診無料クーポン券が配布されることになりました。このがん検診の予算につきましては、疾病予防対策事業費等補助金として982万円が計上されておりますが、前回、無料クーポン券の配布につきましては、この9月議会の補正後のスタートになるとお聞きいたしております。そこで再度お尋ねをいたしますが、3点ほどありますけれども、まとめて質問させていただきます。

1点目は、無料クーポン券での検診は、正式にはいつから使用できるものですか。

2点目は、使用に関して対象者、先ほども約3,000名だということでお話ございましたが、クーポン券の郵送も急がれるとは思いますが、この9月には郵送開始をされるものなのか。



三つ目は、クーポン券が利用できる医療機関など、検診に関する具体的な事柄についての案内も同時にされるものなのか、確認の意味でもう一度お聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

健康推進課長（渡辺安彦君） お答えをさせていただきます。

まず、10月からクーポン券が使えますかという御質問でございますが、10月1日から使っていただくように準備をしております、使っていただくことができます。

次に郵送の件でございますが、9月末に発送予定をしております、10月1日に間に合うように発送させていただきます。

次に、医療機関はどうか、また案内の仕方はどうかというようなことでございますが、医療機関につきましては、海南病院と海部医師会、それから集団検診による検診車、バスでございますが、この3本立てで検診を行う予定でございます。案内につきましては、クーポン券に受診案内というようなことで案内を入れさせていただきます、そこに具体的な医療機関名と、それから受診方法を記載させていただきます、それを同封して案内とさせていただきます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

また、前回、検診対象者以外の方にも無料クーポン券を配布するという市独自の健康推進事業をアピールしてはどうかと質問をいたしました。そのときの当局側の御答弁として、国が持続するよう強く要望し、今後の検討課題としたいということでありましたが、今回の事業は21年度限りのもので、検診対象者が5歳刻みずつ区切られ限定されているため、少なくとも5年間は実施しないと不平等になると思います。限定ではなく、より多くの方が受診できるようにしなければ、この事業の目的である検診受診率を高め、未来への投資につながる子育て支援の一環にはならないのではないのでしょうか。

東京都では、この事業を先取りした形で、女性特有のがん検診を無料で2年に1度実施している自治体が多くあります。改めて女性特有のがん検診を進めていくために、今回対象にならなかった方たちの予算措置をして、救済をしていただきたいと思っております。しかし、全員という形が無理であるならば、せめて子育て中のお母さんを対象に無料検診を行っていただければと考えます。厚生労働省は来年度もこの事業を継続する方針を固められましたが、それ以降の取り組みについて、市としてのお考えをお聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 炭竈議員にお答え申し上げます。

女性の健康、がん対策という中で大変重要な問題であろうと思います。まず、基本的な私自身の考え方として、こういった医療行為に対して例えば単年度だけで終わってしまう、あ

るいは2年で終わってしまうということ自体が、補正で組むとか、あるいは臨時経済対策という形の中に組み込むこと自体が基本的にはおかしいというふうに思うわけでございます。そういう中においては、来年22年度概算要求ということで210億ぐらいの予算が計上されておるわけでございますけれども、これもやっぱり女性の健康という中では恒久的な形で制度化すべきだろうと思っております。私どもも県を通じて、またいろんな形でこういったような要望は上げていきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。国に対して要望していくという御答弁をいただきました。

この事業の大きな目的は検診受診率の向上です。特に今、20歳から30歳代において子宮頸がんの発生率が非常に高く、日本でも毎年約8,000人がかかり、死亡数は年々増加し、約2,500人の命が失われているとのことです。この子宮頸がんはウイルスが原因なので、予防ワクチンの接種でほぼ100%予防が可能であることがわかっています。世界100カ国以上で承認されているこの予防ワクチンが、日本でもこの10月に承認される予定であると発表がされました。予防接種に関しても、今後、対象年齢の明確化や、助成金額を一部か全額等、市の取り組みに大変期待するものでございますが、このように今がん検診の意識が高まる中で、まずは早期発見・早期治療のためにも、より多くの女性に安心して受診をしていただけるように市全体で考え、推進をしていくべきだと思います。ただいま市長より、国に対して23年度以降も要望していただくという御答弁をいただきましたが、私は少なくとも5年は継続をしていただきたいと強く願うものでございますけれども、再度市長、多くの方に受診をしていただけるように実施をされるお考えはないでしょうか、御答弁をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 先ほど議員の方にお答えをさせていただいたわけでございます。私ども行政といたしましても、県または国の方に要望する上において、その背景の中で行政としても考えていきたいと思っております。いずれにしても、こういったような医療行為ということに対しては、制度的な継続したものが望ましいということを再度つけ加えさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） 対象年齢の人とそれ以外の人との不公平感の解消、また検診受診率の向上を目指して、無料クーポンを単年度事業だけではなく、恒久化するように国に対し強く求めていただきたいことを再度お願い申し上げまして、次の質問に入らせていただきます。

2点目に、肺炎球菌ワクチンの公費助成について質問をいたします。

かつて死亡原因の第1位であった肺炎は、戦後、抗生物質の登場で死亡者数は急激に低下

をいたしました。1980年以降再び増加傾向にあり、肺炎が原因で亡くなる方は全国で年間およそ10万人とも言われ、日本人の3大死因であるがん、脳血管疾患、心疾患の次に肺炎が第4位を占めております。肺炎の原因となる病原体は数多くあり、特に病原性の強いのが肺炎球菌で、65歳以上の高齢者の肺炎の約半数はこの菌によるものと言われています。特にインフルエンザの季節になりますと、インフルエンザから肺炎を合併することがあり、その場合、肺炎球菌による肺炎が多く発症し、非常に重症化しやすいことがわかっています。また、肺炎がもとで心筋梗塞や脳梗塞、心不全などの合併症を併発することもあるとされ、そのため要望が非常に大事であると考えられています。

肺炎の主な原因は細菌やウイルスによるもので、その中で最も多いのが肺炎球菌によるものであり、この肺炎球菌は、健康な方は免疫力があるので怖いものではありませんが、免疫力や体力が低下した場合や、特に高齢者においては増殖して肺炎を発病することになります。治療法は抗生剤が用いられますが、最近は耐性菌がふえて、抗生物質の60%が肺炎球菌に効果がないと報告がされています。このような状況に対応して、1988年に認可された肺炎球菌ワクチンによる予防接種の有効性が認められ、インフルエンザの予防接種と併用することで特に肺炎防止に効果があると言われています。ワクチンは一生に1度限りの接種とされており、効果は5年以上続きます。

今や肺炎に関する認識が徐々に高くなり、予防のための肺炎球菌ワクチンの接種を公費で助成する自治体が増加をしております。例えば静岡県の裾野市では平成19年9月から、70歳以上の高齢者に対し接種費用の8,400円のうち6,400円を市が負担しております。また、県内でも日進市が平成19年10月から、70歳以上の方を対象とし、費用にかかわらず3,000円の助成がされており、長久手町では同じく70歳以上の方を対象に、本年4月から1回3,000円の助成が開始をされました。こうした先例市町の状況からしても、高齢者の健康長寿を推進する本市としましても、肺炎による高齢者の死亡を減少させる施策が必要であるのではないのでしょうか。

そこでお伺いをいたします。

まず、肺炎球菌ワクチンの有効性を考え、市として必要性、また取り組み、対応についてのお考えをお聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

肺炎球菌の予防接種につきましては、平成13年度の予防接種法改正の際、国の公衆衛生審議会におきまして、その取り扱いについて、今後の調査・研究等を踏まえながら引き続き検討していくべきであるということで、予防接種法上の対象疾病にならなかったという経緯がございます。その後、肺炎球菌ワクチンの有効性・安全性等について調査・研究が進められ

ておりますが、また予防接種法上の対象疾病となっていないのが現状でございます。本市といたしましては、予防接種法上の対象疾病としての位置づけについて、今後の国の動向を見ながら対処していきたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

ただいま予防接種法上の対象に入っていないという御答弁でございましたが、現在、国においては肺炎球菌ワクチンの予防接種の有効性が見直されて、接種への推進が行われているところでございます。しかし、残念なことに、ほとんど周知がされておりません。また、保険適用外のため、接種料はおよそ6,000円から9,000円ほどが自己負担になっています。肺炎にかかる高齢者を減らすために、我が市におきましても肺炎球菌ワクチンへの公費助成を実施されてはどうでしょうか。市長、御見解を求めます。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

先ほど所管の担当の方から、このワクチンがいわゆる予防接種法の対象になっていないということで、極めて私どもとしても、その取り扱いについては慎重にならざるを得ないということがあるわけでございます。今、大変心配されております新型インフルエンザ等における輸入ワクチンの接種についても、そんなようなことも言われておるわけでございます。私どもとしては、これがクリアされれば、その安全性といったことに対して前向きな助成を考えていきたいというふうに思うわけでございますが、いましばらく推移を見定めるべきであろうというふうに思っております。

他市の状況も先ほど議員の方からお聞かせいただいたわけでございますが、私ども弥富市の場合には70歳以上の対象者が6,000名でございます。そうした形で20%の方が接種した場合における総額は、約360万円ぐらいの補助額になるのかというふうに思っております。非常に高い死亡原因でもございますので、そういったことに対しては命を守るということは大変重要なことだろうと思っております。いま一度申し上げますけれども、予防接種法上の対象になっていないということで、非常に扱いについては慎重を期していきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

市長の方からは今お考えにはないという御答弁でございますけれども、70歳6,000名、20%で360万という補助でございます。国の考えによっては、やっていただける金額ではないかなと思っております。

最後ですけれども、平成13年に国内で初めて肺炎球菌ワクチン接種への公費助成を始めた

北海道せたな町では、疾病予防対策を進めた結果、翌年の平成14年の老人医療費が前年比27%の減となり、全国ワースト1から818位まで劇的に改善されたことが新聞報道されておりました。以後、他の市町村でも接種への公費助成が進み、昨年までには全国66の市区町村が実施をされております。新しいところでは西東京市がこの10月から75歳以上の方へ1回3,000円の補助を行うとありまして、市民からもう既に喜びの声が寄せられているとのごさございました。予防接種の推進で高齢者の健康を守るとともに、医療費の削減にもつながるかと思えます。どうか本市におかれましても、今後、接種への助成を検討され、早期に実施をしていただくための訴えをさせていただきまして、私の質問を終わります。

議長（黒宮喜四美君） 次に三宮十五郎議員、お願いします。

12番（三宮十五郎君） 今回の総選挙の結果は、この弥富市では、さきの市長選挙、あるいはその後の市議選、今回の総選挙と、政治を変え、暮らしを守ろう、市長が市長選挙のときに、市役所は市民の皆さんのお役に立つところだというふうに言われましたが、本当に国民の暮らしの土台を守るためには政治を変える以外にないという大きな流れが始まっているというふうに、この結果を大変喜び、本市もこの流れに加わっていただくことを強く求めながら質問させていただきたいと思えます。

実は、ことしになって、70歳を過ぎた年金暮らしの御夫婦の片一方の方がほとんど寝たきりに近い重度の障害になられて、従来、デイサービスやそういうのを受けるにいたしまして、重度の障害の場合には愛知県から月額7,000円の手当をいただけるということもありまして、その申請に行ったら、もう既にこの制度はなくなっているというふうに言われて、一体どうなっておるんでしょうかという相談を受けたことで、私どもは、愛知県の障害者支援制度の一つであります、一定の所得制限はありますが、身体障害者2級以上の重度の皆さんに対して給付をしておりました手当が、実は昨年4月から廃止をされていることを初めて知りました。県に出向いて担当課にお尋ねしましたところ、十分その関係、要するに障害者団体だとか市町村にも周知をしてやってきたというふうに答えられたんですが、実際に例えば県と市町村が共同でやっておりましたひとり暮らし非課税老人に対する医療費の負担について、県はやめたんですが、このときは県と市町村の共同事業だったということもありまして、私どもも議会の中でもぜひ継続をするようにということを求めましたが、結局、県は撤退する。弥富市は、それについては県分も市が負担をして継続をするという措置がされましたが、県の担当者にこの中身について、なぜ廃止をしたのかということでお尋ねしましたところ、65歳以上で新たに重度の障害になる方につきましては、それまでお元気だったわけですから、年金を初めとしているような蓄積があるから、64歳までの方については引き続いてその手当は出しますが、65歳を過ぎた人については出す必要はないだろうという判断をしたというのがお答えでした。

ところが、これまた制度を総合的に理解されていない中で起こったのではないかというふうに私は見たんですが、それは例えば厚生年金の加入者の方の例で申し上げますと、国民年金も同様でございますが、年金の加入者であった期間の間に病気やけがが原因で、その後、受給が始まって64歳までの間にさらに重くなって一定の障害になった場合には、2級年金は厚生年金も国民年金も受給している額とほぼ同額、1級年金につきましては125%の給付が受けられる。しかも、その場合は障害年金になりますので、所得にならないわけですね。だから、収入はあっても配偶者なり子供さんたちの扶養家族になれるということもありまして、所得の多い人ですと、そう弥富に何人もおるわけではないと思いますが、課税所得が最高ランクですと1,800万以上ということになります。扶養家族になった場合、同居、特別障害者ということでございますので、市民税と所得税を合わせて税金だけでも63万円の控除が受けられる。もちろん本人の所得や配偶者の所得が多ければこの人たちは給付の対象にはなりません。そういう状況がありますから、64歳までに重い障害になった人でも、なった時期やそういうことによっては、65歳以降に障害になった人と比べて、今の年金制度の上では優遇される仕組みがあるんですよね。65歳以降になるとそういう制度は全部なくなりますので、所得税も払うとか住民税も払うとかいう状態で、そんなに所得が多くないのに、あるいはそれほど年金をもらっていないのにこれが打ち切られるということになりますと、本当に寝たきりになって、通所のデイサービスや何かを受けるにしてもかなりの負担が伴うわけでありまして、非常にその方もショックを受けておりましたし、私たちも1年近くたって初めて知ったことに大変驚いたわけでございますが、同時に、今はもう人生80年時代。65歳からだとまだ15年も生きる時代に、さっきも私が申し上げました、年金の60歳受給が当たり前のときに、65歳になるまでの間は加入期間中の病気やけがでも、それが重くなって一定の障害になった場合はさらに上積みされるという仕組みがあったわけですから、人生80年時代という状態で、ここでこんな形で打ち切るとするのは、公平さを保つという点でも大変問題があると思います。

それからもう一つは、その相談を受けた方の場合でも、1年以上前からかなり重い障害になっておったんですが、今実は本当に医師不足で、病院でそういう診断のできる先生たちがめっちゃくちゃ忙しいから、身体障害者手帳を取るための診断書をなかなか書いてもらえないという状態が慢性的にどこでも起こっているというような状態で、本来ならもう既に、1年以上前ですから、そのときに診断書を書いていただければ受給者になることが、よく知らなかったということもあったりして、あるいは今の医師不足の状態、本当に病院の先生や看護師が点滴を打ちながら仕事をしたり、過労死の心配をしなきゃならないというような状態のもとで、身体障害者手帳の診断書を書くのは保険適用なしで3,000円か4,000円です。中には2時間ぐらいかかってもそんな程度ということもあったり、大変な激務だということ

もあって、なかなか書いていただけないというのが実態なんです。そういう諸条件を考えた  
ら、こんな形でこの制度を廃止するというについては私は大変問題があるというふうに  
思いましたので、ぜひ弥富市としても、これは愛知県に対して現在の状況から考えて、また  
愛知の障害者医療制度なんかは私は全国的にもかなりすばらしいものだと思っておりますが、  
そういう中で、そんなに所得の高くない人たちの給付金を廃止するというについては非  
常に残念なことだと思いますので、ぜひ弥富市としても、これについては復活をさせるよう  
に県の方へ要請をしていただきたいと思います、御答弁をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

今の御質問の中で、議員みずから熱心に、直接県の方の窓口の説明を求められたというこ  
とでございます。いずれにしても、そのときの対応が余りにもひどいではないかという御指  
摘でございます。

一つ、つけ加えさせていただきますけれども、確かに平成20年度4月1日以降、65歳で新  
たに障害者となられた方については支給対象外になっておるわけでございますけれども、障  
害程度の重い1種の方（身体障害者手帳1級または2級かつ療育手帳A判定）に対しては、  
従来どおり支給をされておるわけでございます。しかし、先ほど議員もおっしゃるように、  
やはり年金であるとか、あるいはある程度今まで培った資産形成というのは、これからの時  
代の生活の資金であろうというふうに考えるべきでありまして、それで、いわゆる資金があ  
るから、あるいは年金がおりてくるからという中で、新たに65歳以上で障害者になられた方  
に対して支給をとめるということは私もやっぱりひどいと思います。理解できるところでご  
ざいます。月額1万6,100円というふうに私も調査して確認をしているわけでございますが、  
議員おっしゃるように、この件につきましてはもとの制度に戻していただくように、いろん  
な機会を通じて県の方へ要望してまいりたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思  
います。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） ぜひお願いしたいんですが、今市長が1万幾らと言われたのは、  
市長がおっしゃられた特別重度の方で、IQ35以下で、なおかつ身障2級以上という重複障  
害の方ですよね。普通の、お元気で来られた方というのは、身障の2級なり1級なり、寝た  
きりでもそんな程度でございますので、月額7,000円なんですよね。2種の人たちが打ち切  
られたんです。もともと所得制限があって、そんな高い所得の人は対象になっていない制度  
でございますので、ぜひ復活するように御尽力いただきたいと思いますし、長引くようでした  
ら、弥富市としても臨時的な措置も含めて御検討いただくことを要望して、次の質問に移  
っていきたいと思います。

特に重い障害がある人たちへの対応として、例えば弥富市でもタクシーチケットにつきましては、そういう皆さんの要望もあって、現在は一般的には36枚、3級以上の身体障害者に出しておりますが、車いすでの利用が必要だとか、それから寝たきりの方たちに対する対応ということで、そういう利用できるタクシー券も出されておりますが、ただ弥富市の場合、私のうちから津島の市役所へ行くよりも鍋田干拓へ行く方が遠いんですよね。やっぱり病院だとか何かの御用でどうしても役所に出向かなきゃならんとかいうことを考えたときに、巡回バスもございしますが、本当に歩けない人だとか寝たきりに近い人たちについては、結局タクシーや、その他の移動手段に頼らざるを得ないわけです。ところが、今のチケットですとお迎え料金と基本料金だけですから、実際にもう日々の暮らしがいっぱいいっぱいという状態では、よほどのことがない限り病院に来るのも大変と。

以前も私かなり前に、例えばこういう事例があるんですよ。弥富市内の医師会では対応できない特別重度の障害者のお子さんを、まだ当時はヘルパーさんが同行したりすることができる時代でしたので、お母さんより大きいぐらいの少年だったんですが、ヘルパーさんとお母さんと2人で名古屋の歯科医師会館まで、真夏に汗だくになって連れていく。経済的にもかなりお困りの方だったようで、タクシーも使わずに、電車やバスを乗り継いでということで、本当にどんなつらい思いをして連れていっているかなと思ったり、あるいはこれも奥様が全く歩けない重度の障害の方だったんですが、御主人が全部お世話をして、市のそういうサービスは一切使わなかったんですが、月に1回だけ、当時は県の施設でありましたが、祖父江の温泉つきで一緒にお風呂に入れるところがあって、そこへ連れていくことだけが本当に御夫婦の楽しみで、タクシーを利用しておったんですが、ほかのサービスを一切使っていない。私が勝手に使っていないということを言われたら仕方がないけれども、せめてそのときのタクシー代ぐらい応援してもらえると本当にありがたいんだけどなあというお話も伺ったことがございますが、いずれにしても通院したり生きていく上での最小限の移動手段について、特別重度で市の巡回バスやそういうものも利用できないような人たちに対して、そんなに多い方ではありませんので、ぜひ割り増し制度などを設けて支援をする仕組みをつくっていただくという制度の改善を、一定の改善はしていただいています。それで用が済む人たちは大変喜んでいるわけですが、残念ですが、まだ介護保険制度も、それから身体障害者の医療支援の制度も十分機能しておりませんので、こういうものを有効に機能させる仕組みを早くつくっていただくか、今申し上げたように現在のタクシーチケットを、特に私がここで申し上げたいのは、車を自分で障害者の名義で買って、同居の親族があるとかいう形で利用できる方は、3ナンバーの車でも取得税や自動車税が免除されるとか、軽四でも弥富市の自動車税や、取得税は弥富ではありませんが、これが免除されるとか、そういう仕組みがありますが、実際にお年寄りだけの世帯だったり障害者だけの世帯であって、車を経



済的にも買えない、あるいは免許を持つ人がいないというような状態の人たちに対して特別な措置として救済する。とりわけお金がある、一定の条件がある人たちはそれなりの障害者支援の仕組みがあるんですが、そうでない条件の人たちに対する支援についてぜひ踏み込んだ御検討をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 福祉課長。

福祉課長（前野幸代君） 三宮議員の御質問にお答えさせていただきます。

障害者福祉タクシーの助成ということでございましたが、今議員がおっしゃいましたように、支援といたしまして平成20年度からはリフトつきタクシーに拡大をさせていただきましたし、今年度からは対象者を精神障害者1級及び2級の方にも対象として拡大をさせていただきました。今おっしゃいました福祉タクシーの料金の助成につきましては、現在、県が各市の状況を調査しております。弥富市もそちらの方に回答させていただいておりますので、その調査結果がまとまりましたら、それを参考に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 特に条件の悪い方々というのは、結局、市町村の支援制度を通じてしか援助が受けられない。ある程度条件が整っておる人たちについては、既に支援する制度がかなりできておりますので、支援が必要な一番困っている人たちにきちんと支援のできるという市長の日ごろのお考えも生かせるように、ぜひ突っ込んだ検討を進めていただくことをお願いしまして、もう一つの質問に移りたいと思います。

今度、条例案も議案として出ておりますが、いよいよ新年度から、現在の障害者作業所が、十四山と、それから福祉センターは支援制度の施設に移行するというところで、原則1割負担ということで、もともと月数千円の、間違っておるんじゃないかしらと言われるようなお給料をもらっている、一般の事業所では働けない人たちを対象にした事業でございますので、今、市は、この移行に当たってどの程度の負担を考えておられるか、ぜひまずお示しいたきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 福祉課長。

福祉課長（前野幸代君） 障害者自立支援法に定めます新体系の事業所に来年度から移行をするということで、条例の方、議案を出させていただいております。その中で利用者の負担というものが出てくるわけでございまして、その負担でございますが、国におきましては、障害福祉サービスの利用者負担が1割負担と言っておりますが、過大にならないよう、所得に応じて一月当たりの負担限度額を設定しております。平成19年4月からの特別対策による負担軽減措置によりまして限度額を2分の1及び4分の1に軽減、また平成20年7月からの緊急措置によりまして負担限度額をさらに軽減するとともに、資産要件の撤廃を図りまして

利用者負担の軽減を図っております。

それで、弥富の福祉授産所が、今度、就労継続支援のB型に移行する予定でございますが、その場合は障害者自立支援法では1割負担と言っておりますが、この軽減策によりまして、ほとんど月額1,500円になるというふうに考えております。それから、十四山の現在の福祉授産所が今度は地域活動支援センターに移行する予定でございます。その地域活動支援センターは、地域生活支援事業の中の事業ということになりますので1割負担ということで、国が言っておりますこの軽減策には該当しません。よって、1割負担ということで例えば利用料が1日5,000円ちょっとになると思いますが、5,000円で20日来ていただきますと利用者負担は1万円ほどになると考えております。今度の条例の改正の中に利用料の軽減ができるということを盛り込んでおりますので、利用者負担の軽減につきましては今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 今、軽減措置を考えているということですが、仮に1割負担だと、月5,000円ぐらい働いた収入がある人に1万円の負担ということですから、これでは重い障害を持つ子供を産んだ親とその子供が生きるために他の人より重い負担をするのは当たり前ということになれば、とても生きていけない。今、元気な人でもなかなか仕事がないし、生きることがつらくて、年間3万数千人の人たちがみずから命を絶つというような状態のもとで、こういうふうにしたことも今回やはり自民党が敗北した大きな原因で、この人たちが安心して暮らせる世の中にするのが、皆さんの安心・安全で暮らせる国を、まちをという思いにこたえる道だと思います。

旧弥富町の場合、もともとこの制度は自分で通所できる人という前提で始まった制度でございます。重度の障害の人たちは、結局弥富では受け入れてもらえないということで、親御さんが毎日市外の施設に送迎をしてとか、それから民間の自立支援の施設に入って、そこで重い負担をする。さらに、それだけではその施設は運営できないもんですから、廃品回収をやったりバザーをやったり、いろんなことをして施設の維持を必死になっしながら、そういう重度のお子さんを支えておるわけでございますし、それからもう一つは、弥富市の場合、私たちが見ましても、中学校を卒業して佐織養護に行かれた人たちは大体作業所へ来るんですが、そうでない、いろんな御事情があって、もううちへ引き取った人たちは、ほとんどもうあまりうちから出ない生活をしている状態。中度の障害の方ですから、あんまりめちゃうちゃではないんですが、それにしただって中学校を卒業して以来、どこも働きに行かずにうちにおるなんていうのは、その年代の人たちにとっては大変つらいことだと思うし、親御さんたちにしただってつらいことだと思うんですね。そこへ持ってきて、よその施設へ行く人たちはまた大変な負担をする。

それから、もう一つは市の障害者デイサービス事業ですね。子供なんかについてはちょっと別で、今結構、放課後なんかの利用をしている方がおるんですが、割方障害の重い人たちのデイサービス事業というのは、ここ数年を見ましても6人、5人、4人と毎年減る一方で、本当にこの人たちの希望に沿った、ある程度不十分でもそれなりの作業ができる人、それから作業ができない人たちについてはデイサービスその他の方法で支えることが求められていますし、今後、弥富のバスがコミュニティバスとして運営されますと、結局あそこへ一定の時間までに来なきゃいかん。福祉センターの作業所へね。そういうことができずに、うちにおる人たちも結構おるわけですね。こういう人たちが、そういう場所なんかも使って作業所へ来て、みんなと一緒に生活する、作業する、交流ができる場所としてもぜひお考えいただきたいと思いますし、本当に家庭に閉じこもったり閉じ込められている人たちを、そういう生活の場所、あるいは働ける能力を持っておる人たちについては働く場所に迎えていただくということを今後、弥富では非常に従来の町・市の対応がおくれた分野の一つであるということで、取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

先ほど私どもの福祉課長の方から、就労継続支援B型ということをおもは選択したわけでございます。そのときに利用者の負担ということについては、おおむね5,000円というのがあるわけでございますが、その軽減措置について考えていかなきゃいかんというふうには思っております。基本的には今御負担をしていただいているよりもふえないということをお原則としていきたいと思っておりますので、いましばらくお時間の猶予をいただきまして、検討させていただきたいと思っております。障害者福祉サービスということに対して、私どももしっかりと施策として考えていきたいと思っておりますので、どうぞ御理解賜りたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 再開してから1時間25分ほどたちます。暫時休憩をいたします。4時15分から再開いたします。

~~~~~

午後4時05分 休憩

午後4時15分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に中山金一議員、お願いします。

16番（中山金一君） 中山でございます。通告に従って質問をいたします。

弥富市学校体育館の名称について。

弥富市には小学校7校、中学校3校がありますが、学校名のついていない体育館を利用し

ているのは1カ所は十四山東部小学校で、校舎の西側にある十四山公民館講堂を利用しています。この講堂は、昭和43年6月に竣工され、また平成17年度には約2,300万円の耐震工事がされた建物です。十四山公民館講堂は、十四山地区の子供から高齢者まで、幅広い世代の生涯学習や児童クラブなどの活動拠点として、長年にわたって市民の皆さんに親しまれてきました。一方では、十四山東部小学校の入学式や卒業式、学習発表会など年中行事の会場として、さらに体育授業の場として学校の行事に利用されてきたところでもあります。この春には、十四山支所の1階に図書コーナーや、2階に公民館教室の移動、十四山保健センターの改築で東部児童館、東部子育て支援センターがオープンし、十四山スポーツセンターとあわせ生涯学習の場が、十四山公民館講堂としての使用は見直しつつ、移行しつつあります。実質は学校の行事が優先的に使用されていると思います。社会教育課が管理し、学校が借りている形態であります。各学校に体育館があるのに、十四山東部小学校には体育館がありません。関係者から、十四山公民館講堂を東部小学校の名称にしてほしいと要望もあります。名称変更はできないものか、お伺いをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 教育長。

教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

十四山公民館の講堂を十四山東部小学校の体育館に名称変更できないかという御質問でございますが、この講堂につきましては、建築の際に社会教育施設の補助事業として補助金の交付を受けております。したがって、用途変更につきましては、国や愛知県との協議が必要となってまいります。また、御承知のように、この講堂は昭和43年に竣工いたしまして、41年ほど経過しております。平成17年度には耐震補強工事も施工済みでございます。当面の建てかえは難しいと考えておりますが、体育館の建設の際には、小学校に体育館がない方が補助金採択がされやすいということで、従来からの国の取り扱いでもございますので、当面は十四山公民館の講堂として現状のまま利用した方が有利ではないかと考えております。

なお、講堂の利用につきましては学校行事が最優先となっておりますので、特に授業に支障はないと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） 十四山公民館講堂が建設されたときの補助金関係など、いろいろな問題もあるようでございますが、学校名のついていない体育館は学校の施設でありませんので、小学校の名称にさせていただくようお願いをいたします。

次に、弥富市十四山体育館を十四山中学校体育館に。

2カ所目ですが、十四山中学校も学校の南側にある弥富市十四山体育館を十四山中学校体育館として利用されています。名称は十四山中学校体育館となっていません。社会教育課が管理をし、中学校が借りている形態であります。弥富市十四山体育館は昭和40年4月に竣工

され、古い建物ですが、平成17年度に約3,900万円の耐震改修工事がされています。体育館の建てかえは難しいと思われませんが、通常は学校が管理し、学校が主体の体育教育ができる体育館として弥富市十四山中学校体育館への名称変更はできないものか、お伺いをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 教育長。

教育長（下里博昭君） 十四山体育館を十四山中学校の体育館に名称変更できないかという御質問でございますが、こちらにつきましても、考え方は十四山公民館の講堂と基本的に同様でございます。御承知のように、この体育館は昭和40年に竣工いたしまして、44年ほど経過しております。平成17年度には耐震補強工事の施工済みとなっております。したがって、当面の建てかえは難しいと考えておりますが、将来的に学校の体育館として新築する場合は、学校に体育館がない方が国からの補助について有利であると思っておりますので、当面は現状のままで利用していきたいと考えております。御理解をお願いします。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） お聞きしますと、将来的には中学校にも武道が正式科目になるということを知りましたが、剣道や柔道などの練習をされる場所が中学校が利用しているこの十四山体育館にはありませんので、中学校から練習のときに十四山スポーツセンターの道場まで練習に行かなければならないことに成ります。そのときには、また交通事故や天候などの心配もされます。将来、道場を含めた十四山中学校の体育館をつくらなければならないと思います。体育館をつくるに当たり、名称を変えない方がいいという今の答弁ですが、体育館をつくる計画を早いうちに立ち上げていただいて、弥富市十四山中学校体育館をつくっていただくようお願いいたします。

次に、弥富市東部小学校北校舎建てかえについて。

今、北校舎の耐震工事の見積もりがされていると聞いていますが、どのようになっているのか。

また、これは関連ですのでずっと順次お聞きをしていきます。

北校舎の建てかえの計画について、弥富市では桜小学校分離校の計画が進められています。ことしの8月24日の全員協議会の場で、（仮称）第2桜小学校建設工事業基本設計が発表されました。近代的で立派な小学校が建設できると思います。本来の十四山東部小学校北校舎の建築は昭和35年であり、老朽化が進んで、旧十四山議会では耐震補強工事ができないと聞いていました。平成17年度には旧十四山村において、北校舎を将来的に改築することを前提に、1億1,300円ほどの基金を設置したものであります。その基金は、ふるさと創生事業で竹下登内閣が行った政策で、1988年から1989年にかけて日本の各市町村に対し、地域振興に使える資金を1億円交付したもので、正式名称は「自ら考え自ら行う地域づくり事業」と

なっており、1億円を受け取った各自治体は地域の活性化に積極的に投資し、経済の活性化を促進しました。この、みずから考え、みずから行うふるさと創生基金を全額、十四山東部小学校の北校舎改築基金に組み替えたものであります。合併して5年目になる来年度で、北校舎は建築後、丸50年となります。特別教室を仕切って使用している現在です。北校舎の改築は合併前からの地域の懸案事項であり、子供たちの安全で安心な学びができる校舎を早い時期に整備を図っていただくことを求めますが、今後どのような方針で進められるのか。

私も北校舎の現状を実際に見せてもらいましたが、外観は塗装がされ、よく見えますが、室内は柱や壁などにひび割れやモルタルがはがれていたり、教室の床がシロアリに食われていたり、雨漏りの跡や、配線やコンセントが表面に出ていたり、トイレ、水道もありません。1階のメルヘンルーム（低学年図書室）や北館の使用は、教師と一緒に認められています。そのほかでは、総合学習や生活科の資料置き場や歴史資料室の展示室となっておりますが、児童が見学・学習する場になっていません。東部小学校南校舎については、特別支援学級の3、4組は普通学級の広さにしたい。保健室の現在の3、4組を戻す。現在の保健室を相談室にする。現在の相談室を多目的室の仕切りをなくし、本来の多目的室、視聴覚室に戻すなどの要望も出されています。この際、北校舎を取り壊し、北校舎の改築計画はできないものか、お尋ねをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 教育長。

教育長（下里博昭君） まず最初の、東部小学校の北校舎の耐震工事についてお答えをいたします。

現在は、平成18年度の合併時に実施をいたしました耐震診断、I s 値0.66を、文部科学省の耐震指標でございます0.7以上にするために、耐震補強工事の調査・設計を進めているところでございます。工事費の見積もりにつきましては、現場調査が済み、各種のデータにより現在分析している段階でございますが、まだ着手していない状況でございます。

2点目の東部小学校の北校舎についてでございますが、児童の減少によりまして、1学年1クラスということで東部小学校はなっております、普通教室6室、特別教室8室ともに南校舎で配置をしております。お尋ねの北校舎につきましては、御承知のとおり、教室を歴史展示室や総合ルームなど特別棟として利用しているところでございます。御指摘のとおり、この北校舎は昭和35年の建築であり、来年で築50年になることと、また将来的に改築をすることを前提に、合併前に基金を設置したことにつきましては十分承知をしておりますが、当面、耐震補強工事を施工して対応するか、あるいは老朽化のため耐震補強工事を施工するまでもなく、将来、建てかえるため取り壊しをするのか、総合的に判断してまいります。調査結果が判明次第、御報告をさせていただきますので、御理解をお願いいたします。

最後の質問ですが、校舎の用途につきましては、柱や壁につきましては内装修繕が必要な

箇所が多く見られてきました。この状況も踏まえて、先ほどもお答えいたしましたように、北校舎の建てかえにつきましては、児童数の動向、さらには財政面なども総合的に判断してまいりますので、御理解をお願いします。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） 1億1,300万円ほどのふるさと創生資金を眠らせずに、早く活用をしてほしい、北校舎の改築をしてほしいという声が多々あります。東部小学校北校舎は、既に取り壊しをして建てかえられた旧弥富中学校校舎と同年代の校舎で、来年で築50年にもなります。大地震で倒れる可能性のある危険な建物とみなされます。耐震工事の見積もりがされていると聞きましたが、早期に取り壊しをして更地にしてほしいと思います。東部小学校では、保健室や相談室の特別教室も不足していると言われていました。子供たちが安全な校舎で勉強ができるよう、改築の方向づけを早期に立ち上げていただくように要望しておきます。次に、高潮防潮堤について。

昭和34年9月26日に死者・行方不明者5,098人、東海地方に大きな被害を及ぼした超大型の伊勢湾台風、あれから50年にもなりました。災害や災難は忘れたころにやってくると言われていますが、今年度6月7日には愛知県が主催の総合防災訓練が弥富市木曾川グラウンドで、弥富市では、小坂井議員からも発言がありましたが、9月6日の日曜日、伊勢湾台風50年弥富市総合防災訓練が弥富市文化広場で開催されました。伊勢湾台風の高潮被害を教訓に設置された名古屋港の高潮防潮堤が、大地震の際、大きく沈下する可能性があると言われていいます。弥富市側の鍋田堤も、震度6強の地震で最大1.2メートル沈下する可能性があることが新聞に掲載されていました。鍋田堤沈下について国や県への対応は弥富市としてどのようにしていくのか、お伺いをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 中山議員の御質問でございますが、御指摘の新聞報道につきましては、6月23日の県議会の関係から、鍋田沖の沈下の件が24日付で報道されております。それで、議員の皆様方のお手元に事前に配付させていただきました、6月10日付の中日新聞の見出しで「大地震で2.7メートル沈下も」ということで、これは中日新聞の記事でございます。2枚目には、名古屋港の高潮防波堤の位置図と名古屋港の高潮防波堤の標準断面図が載っております。これと、試算結果としまして知多堤と鍋田堤の診断結果の試算をした資料。去る6月18日に国土交通省の中部整備局より、こういった資料をもとに情報提供がございました。

この調査によりますと、推定されます地震のうち最大規模の強さ、震度でおよそ6強、マグニチュードで7、8の地震を想定した場合でございます。鍋田堤では、高さ6.5メートルの防波堤で0.3メートルから1.2メートル沈下するという調査結果となっております。それで、

中部整備局では、防波堤につきましては沈下はするものの、防波堤が転倒することなく、また地震発生直後におきましては、伊勢湾台風クラスの台風が来襲する確率は相当低いということで、たとえ大地震が起きた後でも、かさ上げ工事を行うということで安全性を確保できると考えられております。国や名港管理組合において、名古屋港の総合的な防災のあり方を議論されております。この中で、高潮防波堤の沈下対策について具体的な対応策が検討委員会として取りまとめられるということで、今年度中にまとめられるということを知っております。市といたしましては、機会のあるごとに、この取りまとめを急ぐように申し入れを行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） 鍋田堤は液状の影響を受けないということが言われていますが、大きく沈下する可能性もあります。安全で安心できる住みやすいまちづくりが市長の基本方針でもあります。地域をしっかりと守るためにも、国や県への対応をしっかりといただくようお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） 時間も4時40分近くなりました。本日はこの程度にとどめ、明日、継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会します。御苦労さまでした。

~~~~~  
午後4時38分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒宮喜四美

同 議員 佐藤高 清

同 議員 佐藤 博